

三井高喜筆「大元締日記草稿」——明治九・一〇年三井銀行事情——

明治九年（一八七六）七月一日、日本初の私盟バンク、三井銀行が創立した。ここに紹介する「三井高喜筆『大元締日記草稿』」は、当時銀行大元締役副長であった三井高喜によって書かれた、三井銀行創立当初の内外の事情を投影した日記である。

収録した史料は左のとおりである。

- (イ) 明治九年六月三日? 「日記大元締」(追一三三二)<sup>(1)</sup>
- (ロ) 同 年八月二日? 「日記大元締」
- (ハ) 同 年八月二十四日? 「日記草稿大元締」
- (ニ) 同 年十月八日? 「日記草稿」(追一五五一)
- (ホ) 明治一〇年五月六日? 「日記」(追一五五二)

これらの日記はいずれも小石川三井家旧蔵史料であるが、(イ)、(ロ)の三点は戦前に小石川家から旧三井文庫へ寄贈されたものであり、うち(ハ)、(ホ)は、天保一二年から始まる「高喜自筆日記の内」(追一五一一～追一五五二)の中の二冊である。(ロ)、(ハ)合冊の日記は昭和四〇年に新たに追加搬入されたもので、現在整理途中

にあるため、非公開となっている。用紙はそれぞれで、(イ)は半紙一〇罫、(ロ)は美濃判八罫、(ハ)は美濃判一〇罫の紙背と九月三日の途中から無地の紙背、(ニ)は(ハ)と同一種類の無地の紙背、(ホ)は三井銀行用箋半紙一〇罫、である。また(ロ)・(ニ)は明らかに草稿であることに間違いないが、(イ)と(ホ)は途中から異質の使い方をされており、草稿とは言い切れない面もある。このように少しづつ事情の異なる点はあるが、(ロ)、(ハ)、(ニ)の史料を中心に、(イ)、(ホ)は内容的な類似性を重視して一緒に印行を試みることにした次第である。

問題は「草稿」という点であるが、三井銀行の公的日記として現存する「大元締日誌」<sup>(2)</sup>は、明治一二年九月二〇日からのもの(本七四六)が一番古く、九年の日記は現在のところ見当らない。この明治一二年以降の「大元締日誌」は手代の筆記したもので、記事は事務的にして簡略であり、「記事ナシ」と書かれている日も多い。高喜筆の草稿も、あとで本人が浄書したのか、それとも手代が必要事項をピックアップして写し取ったのか、とにかく本

紙が存在しないため、「草稿」であることの意味は判然とし<sup>3)</sup>ない。いずれにせよ、この日記草稿が大元締役という立場にあった人物によつて書かれた貴重な史料であるという点にかわりはない。

三井銀行は、三井組時代から引き継いだいくつかの難問を抱えていた。主なところでは累積した不良資産の整理、外債の返済、政府の経済政策転換への対応があり、また三井家同苗との関係等々があげられる。高喜の日記は、癌の病をおしてそれらの問題に取り組む総長代理副長の三野村利左衛門の動向をとらえており、興味深いものがある。と同時に、同時期に創業した三井物産会社に関する記事も、社主である三男養之助との関わりでしばしば登場するし、明治五年（一八七二）に切り離された三越との関係、相統講など大元方役同苗の一人としての立場や、時には小石川家当主としての立場で書いているプライベートな記事もあり、その記録する対象範囲が広く、内容豊かである。

本文史料の末尾に「大元締日記草稿」の内容と関わりがあるとと思われる三井銀行創立前後の書状類を別添史料として掲げた。

三井銀行創立に至る過程は、早くは『三井銀行八十年史』（昭和三十二年一月発行）、近年では『三井事業史』本篇第二巻（昭和五五年九月発行）に詳述されているので、ここでは紹介史料の「大元締日記草稿」の内容との関わりで、三井高喜と三井銀行創立前後の事情について補足的に説明しておきたい。

手代からは、厳正にして癪症が強いと畏怖されていたといわれる三井高喜であるが、この日記草稿や、残された書状の控の数々、各種覚書類等から、几帳面さ、神経の細やかさとともに、人間味のある飾りのない人物を想像することができる。

三井高喜は、文政六年（一八二三）九月、南三井家五代高英の八男として生れた。幼名を八十助という。九歳の時に南家に正式に入家、天保十二年（一八四一）四月、北家の八郎右衛門高福の義弟として格付けられたのち、小石川家（京都出水家）高益の養子になった。弘化四年（一八四七）、二四歳で小石川家の家督を相続するとともに、幕府御為替御用名前である三郎助を襲名、以後明治二〇年（一八八七）一月まで三郎助を名乗った。安政六年（一八五九）に三七歳で大元方役となつてからは、北家の三井高福・同高朗父子ともども三井家同族の中心的存在となつている。

明治四年六月、三井家は大蔵省の銀行創設の構想のもとに「新貨幣為替方」御用を引き受け、これを契機に東京大元方を設立、両替店と御用所の合併、創業以来の家業である呉服店を分離し、大元方がこれを監督するなどの一連の改革を行なった。そして将来の備えとして同族の子弟を米國に銀行業習学のためとして留学させることとなり、北家から三井武之助、高棟の二人を、小石川家から高喜の長男弁蔵、二男貞二郎、三男養之助の三人を派遣したが、目的を達するまでにいたらず七年に帰朝、高喜は三人の子息のうち二男貞二郎を米國で失なつた。三井家は明治六年五月に

三野村利左衛門に家政改革の全権を委任したが、この改革で、高喜は大元方管轄役として東京詰になり、以後しばらく東京を拠点とすることになる。だが明治六年の改革の中で、同族の居宅を東京に移転すべしという三野村の注文に抵抗を持った同族は多い。高喜もためらった一人で、その家族が東京に引き移ったのは実に明治二十一年一月になってのことである。

明治八年十一月、銀行創立に先立って、銀行三役を決める株主選挙が行なわれた。十二月一日に公表された当選結果で、高喜は副長となった。選ばれた銀行三役は左の顔ぶれである。

- 一等席 総長 三井八郎右衛門
- 一等席 東京詰副長 三野村利左衛門総長代理兼
- 三等席 大坂詰副長 三井三郎助
- 三等席 東京詰監事 三野村利助
- 三等席 大坂詰監事 西邑庸四郎
- 四等席 東京詰監事 今井友五郎

高喜は、荷の重さを痛感して明治九年一月になってから、老身であることを理由に副長を辞退したが、もちろん却下されている。因みにこの年五二歳である。

三井組から三井銀行への引継ぎは、明治九年六月三〇日付で三井高喜が三井組大元方を代表し、今井友五郎が三井銀行を代表した形式をとって行なわれることになり、七月一日の創立に至った。本来三野村が読み上げるべき創立の達しと祝文は病臥の三野村に

代り高喜が読み上げた。

高喜は明治二十一年一月には、これまでの三等から二等となり、同一四年一月には一等級の監事となったが、同一六年一月の株主選挙で再度副長に当選、同月には銀行業に尽力した廉で、大元方から賞を受けている。明治一八年一月、六三歳の時総長となり、二四年八月高保(室町家一〇代)に後を譲る。この間明治二〇年(一八八七)十一月に家督と三郎助名前を長男弁藏(高景)に譲っている。同年一二月に東京の居宅を深川から小石川区水道町に新築移転し、明けて一月、家族を東京に移した。小石川家と呼ばれるようになった由縁である。一方大元方役としても重要な位置にあり、銀行創設にもなり大元方の改正(明治九年八月)で高朗とともに検事役となった。総轄は三野村利左衛門、改役に齋藤純造と永田甚七が任命された。明治九年八月には、三井銀行と旧三井組大元方と三井家同族の三者間の立場を明確に規程した「盟約書」も締結された<sup>(4)</sup>。高喜は三者のどれにもあてはまるが、ここでは三井銀行副長と三井家同族の立場で調印を済ませている。

高喜は三野村利左衛門没後の明治一一年七月の改正によって、大元方取締役となっている。三井家同族は、三野村利左衛門の改革により三井家の共有物にあらざとされた大元方を、三野村の没後また三井家同族のものとする気運を高めていた。明治一一年四月、最長老たる三井高福の、大元方を「於京都従前の如く一家根元たる」大元方に復権しようとする呼びかけに対し、三井高喜は

「近来形勢之變化ニ随ヒ不得止之場合ニより、一旦東京江大元方ヲ移シ改革相成候上は、即今京都江引戻シ候而は其功無之而已ならず人氣折合如何ト心痛仕候、依而同盟同心協力、以テ漸次大元方之整理相備候上ハ、速ニ京都ニ於テ大元方相建可申は勿論、夫迄も祖先ヨリ被建置候家法ニ基キ候運ヒニ仕候様、精々尽力可仕候<sup>(6)</sup>」と慎重な中に、大元方の復権を望んだ意見を述べている。明治二七年三月一日没す。享年満七〇歳。

三井組が銀行へと組織改革を決断したのは、明治八年（一八七五）三月である。麻田佐右衛門「出役日記」（追二〇三六）三月五日の記事に「夜大三野村々改正之儀ニ付、元締・支配役并附屬ともへ相談有」とあって、三月一日に三郎助（高喜）が齋藤純造、向井一郎兵衛、今井友五郎、三野村利助ら重役陣ほか二七名の手代とともに、三井銀行設立に向けて「誓詞」<sup>(7)</sup>に調印をした。明治八年三月といえは、前年末、つまり七年一〇月に出されたいわゆる官金抵当増額令を、三野村利左衛門の才覚によって、何とか切り抜けて間もない時期である。小野組・島田組が相ついで閉店となったなか、三井組が二一四万円にも及ぶ抵当品を調達しえたのは、外資の導入、すなわち横浜十一番館のオリエンタルバンク（史料本文中に「土印」で表記あり）から一〇〇万ドルもの融資を受けたことによる。この借入金返済請求が借入証書作成完了の明治八年二月二四日の直後から始まったとい<sup>(8)</sup>。幕末以来の滞貨の累積により、莫大な不良資産を抱え込んでいた三井組にとつて、

容易ならざる時期であったことは、東京本店に詰めていた者でなくしては解し得なかつたであろう。高喜は松坂元締役場に勤務する同苗の三井高潔（篤次郎、永坂町家第六代）に宛てた書状（別添史料<sup>(1)</sup>）の中で、三野村利左衛門が「是迄申出し之廉々難相立候ニ付、総轄委任御免相願度」と申し出て一同を狼狽させ、自身はこの事態に「下拙義甚当惑、実ニ莫大之塞高故操合之致方も無之其日送り之所置、誠ニ不容易場合閉店之見込尤之義」であると書いている。それほど三井銀行創立に向けて準備を始める頃の三井組は、厳しい財政的窮地に陥っていたといえよう。

三井銀行創立という大改革を進めるにあたって、三井組大元方総轄の座にあつた三野村利左衛門を悩ませたのは、財政窮迫問題だけではない。京都居住の旧弊な考えをもつ同族、とりわけ総領家である北家次郎右衛門（高朗）をいかにして東京へ出てこさせるかであつた。「銀行引継事務改正掛」が設けられ、大元方から銀行大元締役場事務が移された明治八年七月九日のその日、三野村利左衛門は三井次郎右衛門に「先達而より度々御登東可被遊様申上候得とも、今ニ何等之事も無之、如何之御所存ニ御座候哉」（別添史料<sup>(2)</sup>）と書き送り、東上の説得に努めたが、次郎右衛門は応じていない。八月に入つて事態は更に悪化し、京都において主従不和の噂が広まつた。噂が政府高官の耳に入ったことから三野村の悲憤は頂点に達し、またもや退身を願ひ出た。三井高喜は必死に利左衛門をなだめ、かたや京都在住の同族との間をとりも

つ役回りとなる（別添史料(3)、(4)。西京の三井高福・同高朗・同高辰（新町家第八代）ら重立つ同苗は、これに驚いて「右等之浮説ヲ信シ今利左衛門退去杯候而者、多難大事の場合可持固之計策モ無忽互解、積年之美名一時滅却シ、祖先へ不孝ノ無申訳、将内外各国耻辱ヲ弘布候義、実以可歎可悲之外無之、唯々胸痛惱慮之限<sup>(10)</sup>」として「誓言」（別添史料(5)）を三野村に差し出し、これによって主従不和の噂の一件は表面上は落着となった。

明治八年一二月下旬には、三井組から銀行へと引継ぐべき各店の八年七月から一二月までの目録尻の清算が行なわれている。明治八年七月から一二月までの三井組「各店目録尻純益調」（追七八五ノ四）のうち、純益額の高いところでは、東京は一三万一二一四円余、横浜店は一萬一四五五円余、大阪店は二万三一一五六円余、西京店は一萬五九〇六円余であるが、松坂店改正方に二万一一八〇円余の不足金があり、各店全体での純益金は一九万五三四四円余となる。うち大元方諸入費六三五四円余、大元方への二割積金三万九〇六〇円および各店役員二割配当三万九〇六〇円を引き去ると一萬〇八六九円余だけ残ることになる。逆に滞貸金は二五〇万円程であったという。

三井組の財政状態を知る三井高喜は、明治九年二月二三日付で布告された、太政官達第一八号「院省庁現金納払規則」に、恐愕している。第一国立銀行はこれによって官金を引き上げられることになったわけであるが、三井も同様という危機感が当然あった。

三井高喜は同苗の篤二郎（永坂町家高潔、同元之助（伊皿子家高生）との連名で、京都の次郎右衛門（北家高朗）、源右衛門（新町家高辰）に宛てて、官金を引き上げられては銀行創立計画が無になることから、京都府を介した政府からの「御尋合」があった場合は「程克御請答」するよう申し入れている（別添史料(6)）。銀行創立に対する京都同苗のわだかまりを慮っているのが察せられる。

官金引揚の事態は大蔵省への三野村の懇願によって危避できたが、この事件が三井家同族にとって如何に深刻なものであったかは、九年五月に、同族から三野村利左衛門に対し「即今御用被召上、御預金上納被命候節ハ忽鎖店破産ノ外在之間敷、然ルニ其元前知去年来碎肝胆兼て内願周旋、寢食身命ヲ忘レ、千辛万苦厚配勉強ノ勲功不空」という感謝状を添えて大元方所有の高砂町の土地家屋を授与したことからでも明らかである。諸般の事情で土地家屋の授与は一〇月六日に延期されたため、紹介史料の日記に記述が出てくる。この中で、高喜は太政官達一八号の布告を明治八年のこととして記しているが、これは明治八年九月に決められた出納設置のさい、官金引上げの恐れがあったことからきた感違いであろうか。ともあれ、三野村への感謝状を下書きし、高砂町の土地家屋を授与しようというプランナーが三井高喜であつたらしいことが、残された感謝状の下書から推察される。経営の実態を知り、対政府との三野村の寢食身命を堵した働きぶりを知る高喜

と、遠隔の京都に居住する同族としては現状の理解に差があるのは当然といえる。

大蔵省から三井銀行創立について、「追而一般之条例制定可有之候間、目下之処人民相對を以て營業」の認可の指令が三月三十一日付で下り、四月五日付で三井組に通達されたため、京都の同族に東京へ出て来る様召集がかかった。

四月二日に三野村利助は、東京本店習学中の三井高喜摘男弁藏と藤田、永田両手代と共に、旧弊の同族に銀行創立に関する事情説明、東上の催促、所有財産調査、盟約書の調印を取る等々の職務の為西京に出張した(別添史料⑧)。三野村利助は五月二二日付で三井高喜、今井友五郎の二人に宛てた書状の中で、在京の同族について「到底当地ニテハ世之中之情実何程弁解候とも無益ト存候、無理言子供もタラシテ東京マテ連出シ大海ヲ実見不為致候テハ、迎も目が覚不申候」とこぼしている。

三井銀行創立願が許可されたのは五月二三日付、在京の同族が上京したのは六月一日である。本文日記は六月の中途から始まるが、すでに同族ならびにその子弟は東京に揃っていたわけである。当時の三井家の重立つ同族の構成は左のとおりである。

- 三井八郎右衛門 (北家第八代高福 満六七歳)
- 三井次郎右衛門 (北家高福長男高朗 満三八歳)
- 三井元之助 (伊皿子家第七代高生)
- 三井源右衛門 (新町家第七代高辰)

三井宸之助 (室町家第一〇代高保)

三井八郎次郎 (南家第八代高弘)

三井三郎助 (小石川家第七代高喜 五二歳)

三井則右衛門 (松阪家第七代高敏 五二歳)

三井篤次郎 (永坂町家第六代高潔 五六歳)

このうち老齢の三井八郎右衛門と病床にある三井則右衛門を除くと、各家の当主は全員揃ったことになる。本文日記に「総長」と記されているのは、八郎右衛門ではなく、三野村利左衛門をさしているので注意されたい。

創立から一か月経た八月一日、太政官の「国立銀行条例」が改正され、翌日三井銀行にも配布された。これに関して高喜は三野村の受け止め方を記している。それは、去る明治七年の官金抵当増額令の出された際抵当の一部として大蔵省へ差し出した第一国立銀行の株券一〇〇万円を公債証書と引き換えることの厳談があった、という点である。前述したオリエンタルバンクからも残額八〇万ドルの返済要求があり、それに第一国立銀行株券一〇〇万円に替わる抵当公債と合計すると必要資金は一八〇万円にもなる。加えて三野村の病状はますます悪化し、後々へ対する不安と将来を想い本文九月一日の記事にある三野村の「下拙相果候後者」という遺言ともとれる演説がなされたものと思われる。

これらの難問には、大蔵卿大隈重信から求援の手が差しのべられた。オリエンタルバンクへの返済は政府米の輸出代金の操作に

よって一応解決し、また重病の三野村に代り大隈が三井家同族を召換して二月一日勤務の心得を訓示したのである。又続いて二月一九日には内務省からも同じく同族に対し、三井銀行へ出勤すべき旨の訓示があった。三野村は明治一〇年二月二日に死去した。大蔵省は三郎助を呼んで、三野村が国家の為に功をつくしたとして国から建碑料として金五〇円を下賜することになった。

三野村の遺言の演説にもあるように、三井組が三野村と政府高官との個人的な密着性によって支えられていたことがわかる。

高喜の日記は、三野村の死後、渋沢栄一・益田孝両名に後事を依頼するところまでで終わっている。

(1) 本史料紹介でとりあげる史料はすべて三井文庫所蔵史料である。

(2) 現存する「大元縮日誌」は、明治一二年九月二〇日～一〇月四日の分と同一三年一月一日～六月一三日、それに明治一五年一月一日～同一年二月三十一日分(本七四六、七四七に合冊)がある。ついでにいえば草創期の三井銀行の日記類は、明治一五年(一八八二)一月一日をもつて、公的記録として残すよう義務づけられた。すなわち「明治一五年一月一日本年本月本日より、社店日々取扱之事務上緊要之件々ヲ記載シ、将来之参考ニ供センカ為メ、此日誌簿ヲ製シ、且左之各係へ日々之要務ヲ登記シ可差出旨相違シ、簿冊ヲ分賦スル」とあり、元縮、支配役、官金係、検案係、為換係、貸附課、公債係、用

度課、両替係、紙幣係、秘史係がその対象となっている。これらは「半紙十野」と形状が統一されているが、大元縮日誌については別に「美濃十三野ニ而調製ス」とあり、他よりも一回り大きい簿冊と決められている。当日から大元縮役の認印が押されているが、その以前にも一人二人の認印の押されている日もある。

(3) 三井銀行創立以前からある、東京大元方の「日記」(本七三五―一)は、明治五年四月一日から始まるが、これも高喜の筆になるものと、別に同年五月一日から始まる手代の記述したものとがあり(本七三五―二)、日付の重複しているところを見ると、それぞれ別々に日記をつけていたらしい節もある。大元縮の日記も同じように考えられなくもない。

(4) 「既に会社法を設けし以上へ、此三井銀行の資本ハ株主一同之物にして三井氏一族之物ニあらず」という盟約書(『三井事業史資料篇三』)は、本紙そのものには縮結された月日の記載が入っていないし、また大元方の「日記」や、この本文日記にも記録がない。ただ副本に八月と入っているため『三井事業史』でも一応八月ということにしてある。しかしそれぞれの調印そのものは五月から九月にかけてのことであったことが、別添史料(8)や本文日記から察せられる。

(5) 『三井事業史資料篇』三・史料16・17参照。

(6) 小石川家旧蔵未整理史料。

(7) 「第一稿本三井家史料 小石川家第七代三井高喜」。

(8) 石井寛治氏「銀行創設前後の三井組―危機とその克服」

『三井文庫論叢』第一七号)による。但しこの借入が三井組内部でもほんの一部の人々しか知らない最高機密であったと思われる、という同氏の推測であるが、本文史料九月一日に三野村が「一同」を集めて「土印江<sup>(十)</sup>万相戻し候得とも」と演説している記事から、「一同」がもう少し広い範囲を指しているように思われる。当時九等席であった田中九衛門の「奉公録直間接挿記」(追二一四八)にも右に関する記事が見えていることから、少くとも九等席手代も含まれていた筈である。

(9) 三野村利左衛門は、明治六年四月六日付で辞表を提出したことがあり(『三井事業史』本篇第二卷一三九ページ―一四二ページ)、これによってかえって三井家政改革の全権を委任され、権限を強化することとなった。

(10) 「高喜・在京同苗往復書翰写」三井文庫所蔵史料 追一三三〇―一三三。

(11) 松阪店は明治五年四、五月から愛知・三重・度会三県の為替方業務を管轄して多額の公金を扱うようになったが、その運用に失敗し増大した不良資産を整理するために松阪改正方が設けられた。詳しくは『三井事業史』本篇第二卷一五六―一五七ページ参照。

(12) 三井高喜の「明治九年二月十七日三野村ら預り候書付

写」(小石川家旧蔵未整理史料)には

金千弍百拾七万四千四百五拾五円四拾壹錢八厘四毛三糸  
預貸差引

金拾八万七千五百〇七円四拾三錢九厘六毛九糸 全益金  
此内ヨリ

金七万六千六百三拾七円五拾錢七厘七毛九糸

二割積金  
二割配当金引去

再差引

金拾壹万〇八百六拾九円九拾三錢壹厘九毛

此高旧三井組大元方ヨリ大元締エ受取タル銀行ノ株主ニ

純益金ヲ割賦スル也

此内金拾万円也 旧三井組大元方

金壹万〇八百拾壹円五拾七錢八厘壹毛 外株主一同ニ割賦ス  
但百七十八名

右之通ニ御座候得共、利附貸、無利足貸金之内ヨリ自然返済方難行届滞リト可相成見込之分左ニ

大凡金弍百五拾万円余も可在之候

然ル所凡金百万円也 東京阪西京及各店ニ所有スルノ地所

家作、其他所有品総額

差引

金百五拾万円也

鱗と相成候



とある。「鱗」とは損失の意味である。

(13) 前掲石井論文。

(14) 「申渡控」(本一七四六)。

(15) 別添史料(8)の三野村利助の書状によって「盟約書」の同苗の調印は五月段階で済んでいたことが知られるばかりでなく、三井則右衛門の印が無い理由もはっきりする。

(16) 小石川家旧蔵未整理史料。

(17) 小石川家旧蔵未整理史料。九月二日付で大阪の西邑虎四郎から三井高喜に送られた書状に国立銀行条例改正と三野村の容躰について書かれている。「儲尊地洪太之御事務不絶御憂苦之御儀、乍憚奉遠察候、大水源之旱魃、下流之乾苦勿論之義、尚其支流ニ至テハ変シテ荒野共可相成勢、附而者於大源理水之御策略ヨリ種々奇考妙術御施行ニヨリ頗不思議之變態而已益劇進シ、中ニ者違之御錯誤も可有之、実以戦々競々氷履之御苦想察上仕候雖、少当地ニモ未汲之苦痛無ニ歎息不絶事ニ候、既ニ私盟銀行御許可御開業之処、国立之条例再御広布ニ附、御変制無之ニ者不叶之模様、朝定暮変之形状失途之限、抑失長息畏々縮々之至ニ候

○大三野義先達而不快之処、追々順快ニ候得共、未乗車ニモ難堪由、余程疲労衰弱候事被察候、大改正之今日、彼身ニ大障有之者而大業半途ニシテ崩壊之大害、何分ニモ加養大切ニ被致、快復之期ヲ祈望之外無之候」

なお第一国立銀行の株式は、実際には「大蔵省伺留」、明治二年太政官第五一号達により明治一三年現在も抵当にされていることが知られる(粕谷誠氏のご教示による)。

(18) このように考えると、前掲石井論文に引用される松島吉十郎の談話内容も、それから本文一〇月六日付日記の中での感謝状とそれに対する三野村の受け答えも、それなりの意味がありそうである。

(19) 前掲石井論文。

(20) 「同族七名大蔵省召換状写」(殊四三九)、「大蔵省論達」(殊四三八)。

(21) 小石川家旧蔵未整理史料。

(樋口知子)

凡例

- 一、史料の配列は年代順にしてある。
- 一、原則として文字は通用の字体を用いたが、変体仮名のうち、助詞の者、江、而、之は漢字のままとした。
- 一、朱書は「」にくくり、右肩に(朱書)と注記した。
- 一、墨で消されている文字は、左傍にを、また朱で消されている文字には左傍にを付して表わした。
- 一、符帳は行間に実数を付したが、技術的に入れることが困難な個所はこれを省いた。使用されている付帳は左の通りである。

一三三四五六七八九十  
イセマツサカエチウシ 舟 仙

〔表紙〕  
明治九年

日記

自六月 大元締

明治九年自六月廿三日

六月廿三日 曇折々小雨

一先取社より持参証書左ニ

一銀座四丁目拾六番地

練瓦家屋畳建具とも売渡証 壹通

代価金貳千六百四拾貳円六拾銭壹厘也

一木挽町九丁目廿四番地

二階造石造壹棟 売渡証 壹通

繪図面 壹枚

代価金三千五百三拾円拾貳銭五厘也

一築地壹丁目三番地

西洋造 売渡証 壹通 〔宋書〕三百五拾円也

造作 売渡証 壹通 〔宋書〕一五拾円也

繪図面 貳枚

代価金四百円也

一芝口壹丁目貳番地

二階家 壹棟 売渡証 壹通 〔宋書〕一百五拾円也

造作畳建具 売渡証 壹通 〔宋書〕一六拾五円也

〔追一三三一〕

繪図面 貳枚

代価金貳百拾五円也

一横浜石川町鈴木清次郎外貳名地所江

建家 三棟 売渡証 壹通 〔宋書〕一六百元也

造作 畳建具諸道具共売渡証 壹通 〔宋書〕一百三拾九円八拾貳銭九厘

外ニ中泰助宛之証書 壹通

代価金七百三拾九円八拾貳銭九厘也

一銀座四丁目店

家具代価金千九百五拾壹円貳拾六銭也 証書壹通

代価総計金九千四百七拾八円八拾壹銭五厘也

右証書三野村利助受取代価前書之通り相渡候事

但右書類三郎助受取仕舞置候

一井上馨君御用ニ付英国江御派出、明廿四日細君御召連御発途ニ

付為御暇乞と、三郎助、次郎右衛門、元之助罷出候、為御餞別

白絹縮壹反持参候事

一利左衛門店引渡罷出ル

一和歌山支店詰辻川七郎次病氣ニ付暇願書開届指令大坂分店江遣

し候事

一松坂支店より十五等席壹人出勤願書江難開届旨指令致遣し候事

一用度課ニ派出役員月給渡方之儀伺書江伺之通指令致遣し候事

六月廿四日 土曜日 曇

一練瓦家屋讓替御願

右式册東京御府江齋藤専藏持參致候所、いつれ御指令可相成候得とも、今日者土曜日半休ニ付上ケ置候様被仰聞候ニ付、其儘帰店ス

一此度三井養之助寄留届書左ニ

記

京都府上京第廿区  
下長者町油小路西江入  
紹巴町  
廿五番地

三井養之助

九年六月 式拾年四ヶ月

右者今般東京府第一大区拾五小区兜町五番地江寄留仕候間、此段御届申候也

明治九年六月

右

三井養之助印

差配人

早川多兵衛印

第一大区拾五小区

戸長御中

右書面齋藤保藏江相渡候事

一此度三井武之助寄留届左ニ

記

右者東京府第六大区三小区深川西大工町八番地江寄留仕候間、此段御届申上候也

明治九年六月

右 三井武之助印

右地所差配人

木村省三

警視第六方面

第 署御中

記

右同断

三井武之助

同断

右同断

御届申置候也

右 三井武之助印

右地所差配人

木村省三

第六大区三小区

戸長御中

記

京都府上京第廿七区  
油小路二条下ル二条油小路町  
三百四番地 三井武之助

九年六月 二十一年一ヶ月

第六大区三小区深川西大工町  
八番地三井武之助方止宿

京都府下京第三区  
新町通六角下ル六角町

三百五十五番地 三井三郎助

九年六月 五十二年九ヶ月

同府上京第貳十七区油小路二条  
下ル二条油小路町

三百四番地 三井次郎右衛門

同 三十八年七ヶ月

右次郎右衛門長男

同 長四郎

九年六月 十八年六ヶ月

同府下京第四区六角通り  
高倉西へ入藤町

四百五十八番地 三井元之助

九年六月 三十三年二ヶ月

同府下京第三区新町通り  
六角下ル六角町

三百五十五番地 三井源右衛門

同 三十二年四ヶ月

同府上京第廿七区油小路通り  
二条下ル二条油小路丁

貳百九十番地 三井八郎次郎

同 二十七年三ヶ月

同府上京第廿二区室町通り  
榎木町上ル武衛陣町

番地 三井宸之助

右三井武之助方江今廿五日ヨリ当分止宿任候間、此段御届申上候也

同 二十六年二ヶ月

明治九年六月廿五日

三井三郎助印

三井次郎右衛門印

〔朱書〕 三井元之助印

〔後〕 三井長四郎印

〔前〕 三井源右衛門印

三井八郎次郎印

三井宸之助印

右戸主 三井武之助印

〔朱書〕

右地所差配人

警視第六方面

第 署御中

記

前同断

右七名、今廿五日ヨリ当分止宿致候間、此段御届置申候也

明治九年六月廿五日 第六大区三小区

深川西大工町八番地

三井武之助印

右地所差配人

第六大区三小区

戸長御中

右書面調印之上三野村利助江相渡ス

(表紙)  
「明治九年八月一日 (小石川家旧蔵未整理史料)」

日記

大元締

八月一日 快晴暑氣強

一 総長病氣全快ニ付出勤ス

一 大元締書記神戸新五右衛門江申渡ス

一 物産会社三井武之助宛名之券状式通利助江相渡、同人ノ物産会社江相渡候事

一 三井武之助ノ田村利七江横浜地所之義ニ付委任状壹通相渡ス、  
扣は物産会社ニ有之事

一 高瀬英祐、田村利七江宮崎、愛知詰之義、横浜店差支之有無、  
利左衛門ノ及尋問候処、差支之義無之旨相答候、依而国産方取  
扱筋見込拜司、高瀬談合可申出旨申付候事

但此末国産方別派之見込内々談合居候事

一 大元方持横浜地所上リ高、当九年上半年勘定目録早々差出呉候  
様、高瀬英助、田村利七江三郎助ノ申談置候

一 篤次郎出東之義、英祐江三郎助ノ伝言ス

一 新潟県より銀盃被下之御書付大元方江善七渡ス

一 宮城県ノ前山孫九郎江被仰渡大元方江仕舞、是も三郎助、善七江渡ス

右両条日記江扣置様、三郎助、善七江申聞置

一 前山孫九郎江被下置候袴地三具之内多賀城之石摺三枚之内一枚  
壹具孫九郎江頂戴為致候、残而袴地式具石摺式枚大元方江納置

但袴地土蔵仕舞置、石摺式枚者表具申付ル、中西半蔵総長ノ  
申付ル

八月二日 快晴暑氣強

一 三井物産会社ノ營業之願七月(表紙)日東京府江差出候処、廿(表紙)日御

聞濟相成候ニ付、武之助、養之助一昨三十一日、昨八月一日左  
之方々御礼として廻勤ス

内務省大久保様、勸業寮川瀬秀治様、大蔵省大隈様・松方正義様、  
工部省伊藤様、東京府楠本正澄様・千田貞暁様、勸業課森照治様、  
勸業課本山九等出仕

右方々手札ヲ以回勤ス

一 紙幣寮より御呼出しニ付、高野栄次郎罷出候処、国立銀行条例  
三冊御渡被下候事

一 広島出張店ヨリ彫刻印鑑三枚到着、二枚元締江渡ス

一 西京分店より電信為替捨字書損尋越候ニ付取調候処、全副元締  
麻田左二平不調法ニ付、再往復電信料為賃金当人ノ差出候様申  
付候事

一 大坂分店より当上半年目録尻不足之義、詳細可申越旨申遣し候

処、委細訳ケ申越、依而承知之旨返書出ス

一西京分店江役名申遣し候事、堀江清六外五名也

一飛騨高山江鉦山之義吉井之不都合筋ニ付、藤本源次郎差遣し候旨繪長ハシ利助江申談居候

一辻純市罷出、三野村利左衛門江竹中軒宅不都合之断申居候

一三野村利左衛門病氣全快後初ハツメ相伺候事

八月三日 快晴暑氣強

一麻田佐右衛門ハシ函館出張ニ付委任状相渡候処、帰府ニ付今日返濟ス、即刻消合候事

一旧静岡店野呂政太郎、勝間田清次郎江相渡候委任状、上島忠和江相渡候委任状、返濟之義、懸り平尾贊平江取戻し方談合置候事（朱書）

一鳥根出張店ハシ印鑑一枚元締ハシ込達

一豊橋出張店ハシ古印老包到着

一松田長右衛門より差出ス印鑑是迄大元方ニ有之印鑑引合候処

相違ニ付尋遣ス事

一昨二日切符手形古式冊イ式印一冊外切符預り金差引長一冊

今三日預り金切符差引帳一冊右元締ハシ込受取事

一今夜九時頃挽木町五丁目川岸納屋ハシ出火、夫迄ニ而鎮火、南風強候事

一今夜京坂三越店山中喜左衛門、奥村忠右衛門、市川得右衛門罷出、京坂店々今一層非常改革可致熟談仕候得とも、兎角咄戻も

考案も出不申ニ付間猶（候脱也）歎願御賢慮相伺度旨申出候ニ付、猶又押

而考案可致様明日歎願後日深川西大工町江寄会可及熟談旨申置候、何分過日来談居候義者我等一己之存意、又朗生辰君之存意も可有之、且篤二郎殿浜表呼ニ遣し候得共、返事も無之ニ付、此度ハ無沙汰ニ談合可申旨申入置

八月四日

一今朝深川西大工町江久平遣し詳細手紙ニ相認、今日午後京坂呉服店一条寄会之義申遣ス、然ル後浜ハシ電信着、篤次郎七時気車ニ而出府之旨申參る、依而其旨申送る事

一井田一平、荒木三平、吉井正助、佐波浅次郎、其外都合十名（ハシ）

八月五日 快晴暑氣強

一今夕花火有之由吹田氏より三郎助同道罷出呉候様元之助、源右衛門江伝言之趣兩人ハシ承り候得とも、別段直々承り不申義旁相断候事

一利助より受取三井物産会社江抵当品貸渡シ候受取書并ニ三野村利左衛門ハシ陸軍省

一昨四日篤次郎、三郎助同道深川旅宿江罷出ル、三越店大井小助、京坂山中・奥村・市川深川へ呼寄、歎願大元方ニ而は難行届旨、其外種々示談之上銀行江歎願致試候ハ、如何と内々添心いたし

遣し候、詰非常之改革相建候様考案可致旨申聞置

八月六日 晴 暑気強 日曜日

休暇也

一今日大元方株券壹万枚之内五千枚、正七宰領として横浜江持参ス

八月七日 快晴 暑気強

一今日天王祭中橋江神、奥渡御有之由

一今日大元方株券五千枚横浜江送る、昨日五千枚都合壹万枚ニ相成候事

一勢州松坂店井田一平着府ス

一高基榮次郎各店総計表調一袋人受取候事

一元締ノ手形引替小帳簿壹冊預候事

一和歌山出張店ノ印鑑一枚元締ノ参る

一西京店ノ三井源右衛門博覧会社会計幹事御差免、改同社常備幹事申渡旨

右京都府被仰出候旨申参る

八月八日 快晴 今日暑甚敷当年之暑也、奥二階寒暖計五十八度位午

後二時頃

一外国人参候、利左衛門面談、西洋料理出ス

一増田孝殿二度入来

一津店より古印一箱紙包参る事

一天津店公債証書調参る、七月三十一日分朱書違算有之、問合ニ遣ス事

一三野村利左衛門出勤、談半筋有之ニ付深川江罷出候様申スニ付同道罷出ル候処、京坂大元方所有物調藤田より差出候ニ付、猶取調方同苗三郎助、次郎右衛門、元之助、源右衛門江申聞候事十時頃帰店

一〇八月九日 昨八日は白雨之催有之候処、雨不降候故余程暑

強ク□□苦敷事、今日快晴暑強候事、(宋書)「今晚余程暑さ強候事」

一第一国立銀行ノ廻章ヲ以今般国立銀行御規則被仰出候ニ付、大藏御省江願出之義ニ付、来ル廿日株主方一同集会午前十時

八郎右衛門、三郎助、利左衛門、元之助、馬四郎、源右衛門、甚七、純藏、与三次郎、久三郎、文右衛門、常藏、帆四郎、小右衛門、新三郎、伝兵衛、利平、木村利右衛門、今井友五郎十九名

一右之通り申参る事

一昨八日総長ノ同苗中江申談之廉有之ニ付、今日ノ六角、新町、南、室町、大元方江罷出、旧三井組所有品取調居候事」

一〇八月十日快晴 今日も余程残暑強ク

一物産会社ノ左之書面養之助調印申請ニ参る

以書付奉願上候

一金式拾万円也

右者即今商用ニ而無抛入用出来仕候ニ付、洋銀抵当ヲ以前書之金額御貸下被仰付候ハ、難有仕合ニ奉存候、尤利足之義者岩ヶ年<sup>ツキ</sup>之割ヲ以、来ル十月三十一日迄之内元利共無相違返納可仕候間、何卒格別之御仁慈ヲ以至急御貸下被仰付候様偏ニ奉懇願候、以上

三井物産會<sup>ツキ</sup>所印

明治九年八月十日

三井養之助印

大藏省御役所

右調印之上養之助大藏省江持參、郷純造様江差上候所、御届済相

成候事

一井田一平より、三井次郎助<sup>ツキ</sup>懇願書一袋入三通受取候事

此分双通

懇願

一私方祖先之儀者、三井越後守高重二代越後次郎右衛門長男越後守高安殿<sup>法名内光院三</sup>儀ハ初而松坂表へ別居、其舍弟次郎助高時弊家ヲ相統シ其後種々之變化等モ有之候得共、一系連綿聊耕地之作益ヲ以檢約ヲ旨トシ細煙ヲ立、家内糊口仕来候、然ルニ大慶御繁榮ハ旭昇之如ク海外迄も輝候義ハ於弊家モ大慶仕候、御家弊家内緒之儀者前頭之通ニ而双方系<sup>往古より再三御引合有之近中御調モ</sup>圖<sup>キニ</sup>者北宗六<sup>松坂御滞在</sup>瞭然仕居候、松坂御別居已来不絶御懇命候而且西京松坂

御宅々トハ通信罷在候処數歴ヲ經、次第御熟和之方モ無之様相

成残念ニ奉存候、当今細々ニモ一家連綿罷在候儀ニ付、大切之親族、音信不通相成候而者祖先江對シ孝道モ難相立、且弊家相統之祈禱ノ一助ニモ可相成候間、何卒不相變御門葉之一端ニ被差加、其段御一同重御手代中江も御示シ置被下候様、此段以書取奉懇願候、敬白

明治九年五月

勢州雲出村

三井次郎助印

同 治 郎 印

此分一通

口 濱

弥御清勝奉欣喜候、陳者懇願書一条先頃中は段々御手数之段奉多謝候、尚此頃中同苗銀行御結社之由承り候ニ付、弊家之儀右銀行株之末江式三口加入仕度、左候ハ、いつ迄も御門葉之一端瞭然仕候ニ付、何卒程克御取扱被成下度、此儀以參御依頼可申上之処、乍略義以寸楮此段得御意候、不宣

九年六月十五日

三井次郎助

井田一平様

右ニ而三通也

此分半切ニ認

一其後者絶而不得貴願候、御揃添御清適と奉欣喜候、然者先頃已来小林嘉平次ヲ以種々御配慮希、此段奉方謝候、則別紙三通夫



々為持上候間、御掌握宜敷御取扱之程是<sup>れ</sup>祈候、一度參館何敷御礼も可申上候得とも兩足不自由ニ而兎角御無音而已、不惡御承引可被下候、書余拝肩申残候、草々不宣

七月十七日

三井宗起

井田一平様

二白 御一門様御名前及大元方御名前とも乍御手数數鳥渡御書付被下度、此旨御依頼申上候、以上

右之通之書類受取候事」

〔朱書〕  
一〇八月十一日 暑強ク打統 快晴

無別条〇昨日青森店〇印鑑一枚宛着」

〔朱書〕  
一〇八月十二日 暑強ク

〇三井物産会社〇鈺山寮

〔朱書〕  
一〇八月十二日 暑強ク

察江双通宛 三井養之助一名ニ而書面差出し候事

〇此朝、竹中氏入来、商社発起人として願書江武之助、養之助調印申請ニ参る、三通り宛四組計調印ス

右三野村利左衛門承知之事

〇和歌山店〇印鑑一枚着」

〔朱書〕  
一〇八月十三日 快晴 暑氣強

日曜休暇也」

〔朱書〕  
一〇八月十四日 快晴 暑氣強」

八月十五日 快晴 残暑強

一今日富岡祭

一大津店武田静二到着ス 七月廿四日彼地出立之由

〇入来増田孝殿

一松坂店井田一平より公債証書之件ニ付委任状申請度願書出ル

〔朱書〕  
一右は松坂旧領主紀州之頃同所新町仕入方と申唱候所ニ而貸付

初り候所、末々ニ到借主難渋之者出来、終ニ不納之者出来、所置

致方無之所より講金ヲ集不納之者元利消算方法相設ケ有之候所、

御一新ニ時勢相変候ニ付公債証書と相成候事」右下渡り候ニ付、

名前人三井八郎右衛門〇之委任状井田一平江相渡呉候様申出候

事、依而旧大元方目録、旧松坂店目録相調、右講金之出方吟味

致候事

八月十六日 快晴 残暑強

一古印一包横浜より着

一宮崎佐平参り、愛知之事件利左衛門江申談候事

一今日都合ニより坂本町四番地物産会社兜町元島田八郎左衛門店

地江当分引移り候事、何分残暑強折柄余程間狭ニ付、幸元島田

店之地面并ニ建物とも此度大蔵省より買入候ニ付、当分為引移

候事

一物産会社大蔵省より拝借セシ万円相願候処、御聞濟ニ相成、内  
シ万円官札イ朱セ朱札ニ而遣ひ方甚難渋、且者一旦御引上ニ相

成候札再度遣ひ出し候も甚不本意、殊ニ新銅貨追々御払出し相  
成候ニ付、下民家手支無之義旁返納可仕旨以書面ヲ申建候処、

大蔵省国債寮ニ而頭郷純造様初メ御立腹、此未物産会社江貸金  
不致新札シ万円も引上ケ候様被仰候由、右之趣三野村利左衛門  
様子柄承り参り其旨物産会社江通知候処、御断差出し候事業之  
助持参候処、掛り御退出ニ付持帰り大三野村江其段相咄候処、

明日大三野村持参可致旨申預り置候事

一大元方向井一郎兵衛等席改申渡之義、六、七之処大三野村・出  
水・北・齋藤・永田之処ニ而考案可申出旨大元方より廻章廻る、  
依而齋藤・永田第一銀行江呼ニ遣シ出水談合候処、齋藤・永田  
とも七調印致候、出水見込も六調印致度候得とも当今時勢七調  
印之処至当ニ付七調印候事

猶深川、北江も添書いたし廻章相廻シ候事、三野村利助便り  
一内外副元締初メ支配、取締寄会、金操内談筋申合居候事

八月十七日 快晴 残暑強

一養之助物産会社ハ罷帰り、今朝益田孝、郷氏江罷出段々不都合  
断被申入候由、右ニ付先書不都合之文字有之候ニ付御取消相願、  
新夕ニ願書差出ス様致度旨大三野村江相談之上差出度段、益田  
伝言ヲ以養之助罷出候事 右書面武之助・養之助兩名調印致候事

一物産会社設立名前人之義ニ付総長より拜司永造江談合、左之書  
付相渡ス

京都六角通り東洞院東江入町 三井元之助方  
三男 守之助  
同室町下立売下ル町 三井宸之助方  
次男 元 藏  
伊勢国松坂本町 三井則右衛門方  
次男 賢三郎

明治九年八月

一則右衛門方ニ三男高吉と申四才位有之候、候得とも不書出候事、  
尤大三野村江申聞候得とも先三人ニ而宣旨申居候事

一相場会社名前人前三名之外竹中邦香、拜司永藏都合五名可致哉  
之旨総長ヨリ永藏江申談、前三名之名前書拜司江相渡候事、  
〔朱書〕  
一右会社之詳細書中外堂ニ有之由

一九年前半季純益配当、式割配当調書出来ニ付、二階食ニ於て  
夫々調印ス

〔朱書〕  
一大三の村出勤之上談合、養之助大蔵省江持参ス、無程帰り引  
替参り候旨申出ル

一物産会社設立名前人之義ニ付総長より拜司永造江談合、左之書  
付相渡ス

京都六角通り東洞院東江入町 三井元之助方  
三男 守之助

同室町下立売下ル町 三井宸之助方  
次男 元 藏

伊勢国松坂本町 三井則右衛門方  
次男 賢三郎

明治九年八月

一則右衛門方ニ三男高吉と申四才位有之候、候得とも不書出候事、  
尤大三野村江申聞候得とも先三人ニ而宣旨申居候事

一相場会社名前人前三名之外竹中邦香、拜司永藏都合五名可致哉  
之旨総長ヨリ永藏江申談、前三名之名前書拜司江相渡候事、  
〔朱書〕  
一右会社之詳細書中外堂ニ有之由

一九年前半季純益配当、式割配当調書出来ニ付、二階食ニ於て  
夫々調印ス

此度右取調掛り高野栄次郎、佐々木寛二郎江昨十六日更ニ被申  
付候事

八月十八日 快晴 残暑強ク

八月十八日 快晴 残暑強ク

一昨十七日認置候相場合所名前三人之印形同日申付候処、今朝出来参り、平尾より総長江為相見三郎助預り候事

一三井賢三郎、三井元藏、三井三守之助

一今朝三野村利左衛門三井物産会社江罷出、益田孝殿面会之上、以来諸役所江差出し書、三井物産会社代益田孝ニ而調印差出し

候様及示談候処、委細承諾、約条者左様ニも不参様申事故、約条書者三名、三井武之助、三井養之助、益田孝として調印候事ニ相成候よし大三野村ノ咄有之候事

一昨十七日より三井武之助、養之助泊番相勤候様順番取極メ相成候由、一周間（二）武之助一泊、坪内二泊、（三）四泊此人先頃宿持順席ニ相成候得とも未独身之由

右益田ノ取究申付候ニ付、昨十七日者養之助宿直順番ニ付相勤候事

一今朝井田一平罷出、則右衛門方賢三郎事ハ最初三郎と名付候得とも、四ヶ年程前之事ニ而薩州君二三郎君も有之義、此方御出入も致居候事、旁此方三郎助とも差支候様之訳ケニ而、一字上ニ文字付候様大元方ノ申遣し候由、依而賢之字付ケ候得とも地方管ニ而者矢張三郎之儘ニ有之由申出候ニ付、最早名前書出し候ニ付賢三郎ニ相改メ候半而者難相成哉、実ハ至急之義ニ付則右衛門江掛合もなく当地限次男之事故書出し候得とも、若差支有之節者如何様とも可相成、手代名前ニ而も可相濟候得とも、同苗二次男三男有之故其名前相用候迄之義ニ候間、若差支候ハ、名

前人取替候迄之義と申入置候事、其後大三の村江申開置、猶考案可致様申入置候処、前書之通り印形彫刻相成候事

一大藏省ニ而三井物産会社金（十）万円拝借願書兩人調印ス

一飛彈出張店（明治八年九月）ノ目録到着、三野村利助ノ受取候事

八月十九日 曇天 残暑強（むし）今午（六時）聊小雨却而暑シ

一三井物産会社より大藏省拝借之拾万円手形壹枚養之助江渡ス  
一九年前半季勘定式割配当純益配当金十九日午後集会有之、申渡相成候事

右ニ付黒板書出し有之候事

一今日九年上半年季純益并ニ式割配当勤功株受与申渡有之事

一右ニ付横浜江三井篤次郎、森藤五郎、高瀬英助、田村利七呼ニ参る（但高瀬、田村之内者）人店ニ罷在様申遣ス、高野栄一郎ノ通達ス

一大元方役員式割配当、銀行役員配当之割ヲ以申渡候事

一横浜石川町鈴木外式名之地所建物三棟売渡証壹枚裏書可致趣ニ而相渡其儘ニ相成候故、此段利助ハ申入置事

一西村帛四郎監事委任状本店分今井渡、津、松坂店之分佐々木渡、右取調早々可相廻様齊藤専蔵江申入置候 佐々木へも申入置事

八月廿日 残暑強折々只曇る而已

一本日三層楼ニ於テ九年上半年季純益配当、式割配当勤功株受与申渡有之事

一今日株主一同集会之広告有之候事、後午四時頃（午後）七時頃相濟候事

一今廿日武之助初メ三井物産会社宿直

八月廿日

残暑強

午後七時頃（曇り）雷鳴有之夜二掛ケ相応大雨有之候事

一休暇也、馬淵氏與江參る

一用度課中運送方出来候ニ付是迄奥付茶処押入とも取払候事

一見世土藏、中土藏之外奥人口迄不残板敷ニ相成候、是迄者（云々）いづれも疊敷之処此度板間ニ相成

玄關其次是迄地所掛詰所、用度方從前交代部屋奥茶処右板間ニ相成

八月廿一日

快晴少々凌克相覺候得とも矢張り中者（云々）日氣強ク

一大坂店（云々）堂島米会所名前伺出ル

一西京店（云々）享保頃預り金事件ニ付三井三郎助（云々）山崎甚五郎へ総理代委任状之義申出ル書状着

一井田一平（云々）津店来状受取、公債証書書替委任状ニ紙受取、調印之義頼談有之候事

一上原甚四郎神戸店詰相成候ニ付本月十八日出神、十九日（云々）調印之旨届越候事

一三越山中（云々）市川

委敷書面ヲ以申聞候様、猶口演ニ而残る処可承旨申談置

一相場会社名前三人三井元藏、三井守之助、三井賢三郎より拝司永

藏、竹中邦香へ委任状右三人之調印ス、但扣書者大元方委任状留メニ扣有之候事右三人之印形此度彫刻ニ付大元方委任状留メニ扣置候事、刻印も実印ヲ以致ス

八月廿二日

晴

暑強候得とも過日之雨より大井ニ凌克相成ル

一二階上等之間ニ於而宮崎佐平、井田一平江三野村利左衛門（云々）愛知、松坂方取締談合候事

一宮崎佐平此度愛知店詰被申付候ニ付、不日出張、依之百事談合罷出暇乞致帰港ス

一同人江愛知店詰ニ付委任状相渡ス、此度（云々）社印相用ひ候事

一今日九年上半年純益金并配当金株募金入金之上銘々江相渡ス

五拾円未満之者其儘相渡、五十円以上之者半額株募金江入但金為致候事、故有而入用之者其断ニ寄取計候事、尤無株之者ハ是其儘渡ス

一大坂店文通之内書抜扣堂嶋米会所（云々）此度差金

一差金会社江加入する義ニ付、該社ニ大損耗ヲ生ずるとも当銀行江者関せざる確約致置べし

右ニ付当地元商社今般差金会社と確約之義為取換候哉可承置事

一出納寮為換取扱約定書者未夕取結ひ無之、不日御取究メ相成候ハ、早々通送可致候

八月廿三日

晴

一昨廿二日三野村利左衛門（云々）申聞候者、此度上半年

渡金之

義(ツキ) 病引引之者へ者三割之害引退渡方可致旨、三野村利左

衛門の申談候事

一平尾申聞候、三井守之助此度相場会社創立願ニ付身分糺有之も難

計候ニ付、守之助、元蔵、於京都ニ別籍之取計、賢三郎於松坂

ニ別籍之取計可致旨通達致候様申聞候事

一三野村利左衛門横浜、江罷出候事

一今日も純益配当金渡方いたし候方

一大元締順席相建候様、利左衛門の三郎助、利助、元之助江申聞候事

一津店来状井田一平相渡ス、同人横浜江罷出、佐平愛知店出張用向有之由(九百)

一昨廿二日井田一平の承り候処、武田静二豊橋店詰之節千ウ舟円

余不都合有之、御支庁預手形ニ而有物と致置候事故今日迄不相分、漸々当五六月之頃願れ候由、其外ニも不都合之塞物有之候様子承り候事

(表紙)  
一明治九年從八月廿四日 (小石川家旧蔵未整理史料)

日記草稿

至十月七日 大元締一

八月廿四日 今日者大ニ涼しく候事 午後白雨有之候

一守之助、元蔵、賢三郎之義、西京、松坂通達之件三野村利左衛門江平尾申聞候旨申入候処、利助詰所ニ付同人よりも相咄候ニ

付、両地江通達可致様寛次郎江申付居候、尤次男之義ニ付自是転籍可致道理何も差支無之旨申居候

松坂江は三郎之名前賢三郎と申立候ニ付、早々県庁相改候様可致旨申遣し候段寛二郎承知之事

一大元方規則改正相成候ニ付調印ス、銀行江一冊、大元方江一冊、同苗中江一冊、外ニ原書一冊、右出来候事

一向井一郎兵衛、松本喜平次江純益配当之手形相渡候事

一養之助義、横須賀江物産会社用向ニ付罷出候事

一益田孝殿入来、大三野村談合候事

一深川下郎中頭名社祭祀来ル廿七日相務候旨、依而同苗中より奉納物之義利左衛門の元之助、源右衛門、宸之助へ申聞候事

八月廿五日 曇り又晴少々小雨も有之 北風有之變候候事

一斎藤専蔵より公債方名前書入之印判不用ニ付持参候事

一大元締江十四等下級北村安之助付添候様三野村利左衛門の当人江直ニ申付有之事

一大元方明廿六日ニ改正申渡可致旨大三野村の申聞候、依而同日中十蔵二階江大元方引移り可申積り可致旨も談有之候事

一純益金手形巻枚、大元方株金百万円之純益也、向井一郎兵衛江渡置

一大元方百万円之株「券」手形本月七日ニ受取、直ニ元締江相渡横浜店江差向候事

右三付大元締江受取書大元方実印押ス

一三野村利左衛門株金募切候ニ付、株券相渡受取書取置候事

一弁藏株金八百円差入候事

一横須賀ニ而養之助の明午後帰府之旨申越、依而物産会社へ申遣

ス

八月廿六日 今朝の小雨 今夜少々強雨降る

一高福殿の頭名社神納品半分西京ニ而例祭飭り度被申越候ニ付、

其旨利左衛門申聞候処、承知ニ付今日返書差出し候事、三郎助、

元之助、次郎右衛門、源右衛門連名也

一昨廿五日武之助の別紙之証書向人調印之上三井大元方江差出し

置候旨申出られ候ニ付、利左衛門江其段申聞、調印之上三井物

産会社書類之内へ入置候事

写 証

一金壹万八千九百七拾八円八拾壹錢五厘也 但無利足

右之金子借用申処実正也、然上者当明治九年より十ヶ年賦ヲ

以テ無相違返済可致候、依而為後日証書如件

明治九年八月十八日

三井物産会社印

三井養之助印

三井武之助印

三井組大元方御中

(采書) 一右貸金者左之訳ケ

金九千五百円 九年六月十七日 銀座三丁目

大三野村承知

先取会社

貸金之廉

引取貸金元締渡

右式廉之証書也

益田孝殿の九千五百円証書可差戻之処、追而書改之義有之ニ付

先其儘差置候様大三野村申聞候ニ付、前証書一緒ニ仕舞置候

事

一駅通察より三井物産会社指令写武之助の昨日受取候ニ付仕舞、

尤願書写も一綴ニ相成候事

一今朝大元方ニ於而規則等級役名申渡有之候事、右通達之義永緒

太郎右衛門江申談置、大元方役場状ニシテ八郎右衛門殿江為御

心得可申達旨申入答

一養之助横浜の本日午前十時廿五分着いたし、午後帰府之旨電信

ヲ以申越ス、物産会社江申遣ス

(采書) 一八月分給料役料受取候事、飯料同断

一弁藏分同断、飯料無之候事

一横浜店の高瀬英助勤功株配当金二ヶ月分引去り之義、并ニ鈴木

利平半年分渡方之儀了解難致旨申越候ニ付、英助特別之評

議ヲ以二ヶ月分引去り相渡遣し候義、鈴木利平義者四月廿二

日死去之届致候旨申越候得とも、六月廿一日死去届有之、甚

不都合之申越候ニ付、若了解難致候ハ、元締一人出京相同可

申様申遣ス

一 鈴木理平死後半役料之遣し方此度不殘渡方願為登候得とも、  
右は規則之通可遺義矢張一ヶ年半、半季毎ニ取纏可相渡旨申  
遣し候事

一 大元締ニ有之候箆箭二ツ大元方江相渡候ニ付、右箆箭之引出  
しニ有之、大元方地券一包五通程入一外ニ四封有之候事  
右今井友五郎江相渡候事

浜石庫一袋 浜店ニ書付三沓封  
外朱書一封有之候事

八月廿七日 今朝曇天之所午後晴ル 蒸暑ク

日曜日ニ付店休暇

一 顯名社過ル廿二日祭祀之処今日曜日江相延シ、例祭祀相務候事、  
店總中江大元方より酒飯差出し昼飯者コハ飯也、是ハ三野村利  
左衛門ニ差出し候由、庭内飭り物種々有之事、又餅菓子之類奉  
備有之、此度者同苗三郎助、次郎右衛門、元之助、源右衛門、  
八郎次郎、宸之助、武之助、長四郎、養之助在府、浜ニ篤次郎  
罷在候ニ付、一同ニ越名酒壹駄半、則三樽献備候事

一 次郎右衛門病中、篤二郎罷出不申候事、店惣中罷出候事  
三廻り廻社司永峰罷出、神祭相務候事

一夕飯膳いせ海老塩蒸し分煮鳥、小幸、スクイ玉子椀盛り、差身一品、右之通

一 今廿七日后宮様箱根宮ノ下温泉江行啓御発車被為在候事御二泊藤

原、廿九日宮ノ下  
右新聞ニ有之

一 今日者蒸暑ク曇天ニ有之候処、午後晴、能ク天氣ニ相成ル事と  
一同申居ル

八月廿八日 晴ル 大ニ凌克相成午後八時頃雨暫して止ム

一 今日東京府ニ御呼出し有之候ニ付、午前八時次郎右衛門代理兼  
竹中邦香、武之助、養之助其外此度差金会社発起人一同罷出候  
処、一同身元糺之所其順道ヲ以取調候得者日間取候間、当地ニ  
而銘々ニ身上書出し、兩三人ニ相建テ候様被仰候由、  
竹中氏より大三野村申聞居候事、右ニ付次郎右衛門分身上書ニ  
付地所十五所分地、沽券金高四万五千六百円、次郎右衛門名前地所  
之内書出し候事

一 第一大区五小区付地

駿河町三番地

百五拾貳坪五合七夕

同町 四番地

百九拾三坪六合四夕

同町 六番地

貳百六拾九坪九合貳夕

同町 七番地

八拾貳坪壹合五夕

同町 七番地尻

三拾八坪壹合五夕

沽券金千百円

同 金千八百円

同 金千五百円

同 金千三百円

同 金七百円

同町 拾番地

百七拾六坪四夕

同 金千七百円

同町 拾貳番地

百拾七坪三合六夕

同 金千五百円

室町貳丁目三番地

百四拾坪八合三夕三才

同 金三千円

同 三丁目壹番地

百四拾坪八合三夕三才

同 金七千円

同町 貳番地

百五坪六合貳夕五才

同 金四千円

本船町壹番地

百八拾坪壹合七夕四才

同 金七千五百円

同町 三番地

百五拾貳坪五合六夕九才

同 金五千円

本町壹丁目三番地

貳百五拾八坪壹合

同 金四千五百円

同町 四番地

九拾六坪七合七夕

同 金千五百円

同町 拾壹番地

百四拾坪八合三夕

同 金三千五百円

拾五ヶ所

沽券金四万五千六百円也

右之通ニ御座候也

九年八月廿八日

〔朱書〕三井次郎右衛門此度差金会社発起人ニ付身元札ニ付、次郎右

衛門身上東京府ノ御尋ニ付、同人名前地所之内前書拾五ヶ所

沽券金四万五千六百円所有物として御答可申上候事 〔九年八月廿八日調〕

一元締より古印ニ包受取候事

一千葉店より純益配当金受取書参る、又株金増加等申参る、右来

状佐々木江渡ス

一浜店より酒撰料鈴木利平分サシ銭戻ル

一糸店、売込店塞物調ニ冊大三野村より預り一覽ス

一金四十八万貳千百廿八円九拾四銭九厘 三井組より貸金高

一金壹万〇七百六拾壹円六拾五銭八厘五毛 諸方預り金

〔朱書〕四拾九万貳千八百九拾円六拾銭七厘五毛

〔内〕内カ千ツ舟〇イ円ツシツ銭サ厘 有品

〔内〕マ万イ千カ舟円 大坂呉服店江三越元方カかし金

〔内〕シウ万チ千ツ舟サシイ円サシマ銭エ厘ツ毛 売込店ノ諸方貸金

〔内〕又内カ万サ千円余 年月賦等ニ而追々取立可相成見込之分

〔内〕残而シマ万マ千ツ舟サシイ円サシマ銭エ厘ツ毛 取入見込

〔内〕セシカ万エ千サ舟カシカ円ウシセ銭ウ厘カ毛 無之分

〔内〕内イ万マ千舟カシ円カシウ銭サ厘チ毛 売込店 商業并ニ貸金滞損金

〔内〕店限預り金引



差引<sup>(二十五)</sup>セシサ万<sup>(四百)</sup>ツ舟<sup>(六)</sup>〇カ円<sup>(二十三)</sup>セシマ錢<sup>(三)</sup>マ厘<sup>(八)</sup>チ毛  
 全損金  
 諸入費  
 正有金  
 正有金  
 正有金

八月廿九日 快晴 凌克相成候事

一横浜ニ而建家壳渡証書二通、絵図巻紙武之助宛之証書也、三井物産会社より養之助持参ニ付昨廿八日受取、三郎助

一三野村利左衛門大蔵省江罷出、午後一時十五分気車ニ而横浜江罷在候事

一高野栄二郎大蔵省官員 <sup>(アキマ)</sup> 紹茶無地羽織地持参罷出候事 <sup>(四)</sup>  
<sup>(五十七)</sup>円<sup>(七)</sup>ザシ錢<sup>(七)</sup>之品

一養之助不快ニ而引入ル事

一周吉郎<sup>(イ)</sup>ノ弁蔵江成規之義為及通達候事  
 一明三十日者六条院天皇<sup>(宋書)</sup>八百年祭御祭典有之候由、依而諸省寮初メ御役所向休暇之事ニ候由<sup>(諸官員方大礼服ニ而参内被仰出候由新聞ニ有之)</sup>

<sup>(宋書)</sup> 八月三十日 快晴 大ニ凌克  
 一今日六条院天皇七百年御祭典有之ニ付、諸省寮初メ休暇ニ相成候、右ニ付店表も相休候事、但国族出<sup>(族)</sup>し候事

一是迄之大元方江銀行大元締備相建候ニ付、大元方者旧両替店之頃勘定場と唱、当时中土蔵と唱居候座敷土蔵二階江大元方

備相建候事、依而今日右場所江大元方引移り、是迄之大元方江大元締引移り候事

大元締  
 総長 副長 監事 秘吏<sup>(史)</sup>掛り 書記 当座十四等卷人  
 但子供代り相付ク

一中土蔵二階大元方下之間土蔵前共地所掛り役場  
 総<sup>(檢)</sup>改<sup>(役)</sup>場<sup>(場)</sup>ニ 備相建ル  
 一元方取締 帳合役 一元方副取締

右場所ニ 備相建ル  
 下 取締 副取締 地所掛り 育<sup>(ウ)</sup>方<sup>(モ)</sup>兩人

一是迄之大元締江新ニ会議場出来大テイフル備建ル  
<sup>(宋書)</sup> 八月三十一日 快晴 風有、曇気味も有之、二百十日也  
 一今日東京府ニ而秩録<sup>(イ)</sup>新公債証書抽籤法御施行、三野村利左衛門御呼出し有之、外々九名計御呼出しニ而

全国内証書所持人之総代トナシ、立会抽籤ノ法公平正実ナルコトヲ查見可致旨、郷国債頭代理齋藤國債助より被仰渡候  
 右秩録新公債兩廉御書付式通ヲ以被仰渡候事、但右御書付三野村利左衛門頂戴致参り候事

一竹中邦香、武之助同道ニ而罷出候、差金会社創立願ニ付身上書出し候様被仰出候、依而取調今日差出し候ニ付、武之助、養之助調印申請ニ持参、依而調印致候事  
 右兩人所有品代価八千八百円、地所建家西京ニ所有物一切

無御座候旨書入有之候、保証人後藤、岩塚、辻、荒尾之四人調印致候事

右持參竹中邦香東京府罷出候事

一坪内氏入来、先収会社ノ買入相成候所有品、武之助名前之分物産会社ニ扣無之ニ付写帰り候事、猶委細写相廻し呉候様申居候事

一益田孝殿入来ニ而、養之助不快之義申聞不勤断候、其節見舞被申居、是迄米国ニ而稽古被成候洋字ヲ矢張稽古相初メ候様、且、人ニ付合候様不致而者不相成候事故、益田事夜分者大躰在宿候間、時々罷出呉候様被申居、鳥尾君抔益田氏懇意之由、毎度被參候様子、至極面白キ咄之有之人故夫是聞馴れ被申候様被申居候間、詳細可申入候得とも猶貴君ノ被仰聞度と申置候事

〔朱書〕武田静ニ書面出ル」負債決算願之事也

〔朱書〕井田一平々も書面出ル」松坂改正方目録尻不足消却願申出ス

〔朱書〕第一銀行ノ九月七日集會廻書參る

一九月一日より會議場開キ達出ル

一兜町六番地沽券状齋藤保造ノ大元方江借請ニ罷出候ニ付相渡候旨、夕刻笹山豊平届出ル、依而総長江申聞置

一今日抽籤当り左ニ

新公債カ万五千円余

(六)七

(二)五

秩 同イ万サ仙円余

右之通有之候事

右ニ付西京、大坂、松坂、横浜江抽籤當り早々取調可申越旨及文通候事

九月一日 快晴 大ニ凌克相成事

一昨三十一日京都宅弁藏ノ書状着一覽候処、広岡お浅事来ル十月臨月之処当節者信五郎事本家久右衛門宅江後見ニ遣入同道被致居候由、就而者お浅事家内之者江甚氣兼可致様子ニ而甚申兼候得とも里方ニ而安産致度旨願出し候、広岡方ニも老女産取扱ものも無之様子旁願度旨申出ス、信五郎ノ弁藏江書状、お浅ノおりわ江之書状、お浅ノ権兵衛江之書状とも参り候事、依之今日大元締ニ而大三野村、永田居合候節右相咄、何分入訳ヲ以申出し候義ニ付、断難申入旨申出し候処、義利人情者無是非事と申居候

当方ニ而先年お稔初産之節里方安産致度旨願越候義も有之候ニ付、右取扱之義尋合、お浅出水宅ニ而安産之義承知可致旨近日返書出し可申心得

一銀座老町目三井八郎右衛門名前之地所代価七千円之券大藏省江抵当ニ差出有之候処、兜町六番地券と入替相成候、右之訳者銀座町此度新規地割出来候ニ付、都合ニ寄地続買下候義ニ付、七千円之地券ニ而者其割之買入ニ不致而者不相成高価ニ相成候間、右地所此度三野川利八と申者江四千円ニ壳渡シ之表向姿ニ致、

内実大元方所有地也、近々地券書替願出し候ニ付、八郎右衛門  
少齋藤保造江右取扱之委任状相渡候事、大蔵省担当者兜町六  
番地之券状と取替相願候事、右六番地券齋藤保造江相渡候義者、  
昨三十一日付ニ有之通笹山豊平ノ届出ル

一今日会議場開席相成、午後五時頃より一同集会之上三野村利左  
衛門ノ一同江申談候者

下拙相果候後者必ス内実各組ヲ結ヒ候様一同和合致間敷と被存  
候、若左様之事ニ而者当今種々駈引ヲ以盛大之取扱致居候義ニ  
付忽チ閉店可致道理、各其辺克々勘弁致し何分一同共和致、此  
上ニも聊無油断勉強致呉候様懇々申談候事

右ニ付而者利左衛門義、三井家江出勤後無間も御一新ニ相成、  
千変万化世上模様替り其処種々様々相考相凌候義、御一新之  
際より新御役人江懇意ヲ結ヒ候処、其御役員今日ニ者皆々高  
官重職ニ拜命、依而猶今日ニ者其方々江罷出、種々相伺又願  
等致万務取扱候義、依而今日店之盛太秀以長崎より札幌迄之  
店々下拙之下知差図ニ随ヒ何れも勉強致呉候、是全利コフ発  
明ニ非ス、無学モンモフ之下拙三井家之、且者其素より御  
懇意ヲ結ヒ候方々皆々高官員ニ被為入候故之義ニ而、下拙相  
果候ハ、物事其順ニ運ビ付不申候間、何分内輪一同共和いた  
し、尽力勉強之処、偏ニ御頼申入ル旨相咄し候事

一店第一之商業金操一条無怠駈引可致様季々勘定尻這入候所、追  
々操合相廻り候模様、店々ニ而日々何程敷徳入可有之義、米一

条ニ付セシサ方程之別物入金、皆融通致し居候道理、左候得者

ケ様ニ相迫り候道理無之筈、土印江シ万相戻し候得とも勘定尻  
も有之、公債徳入も有之候ニ付相戻し候義ニ而有之候、畢竟官  
金之差引尻ニ有之操合と存候間、抵当外一時預り等少ク相成節、  
尽力ヲ以預り方心配致し、一同不断ニ心ヲ合セ差支無之様無油  
断駈引御頼申入ルと演舌いたし候

一 大蔵省江抵当ニ差出し有之候第一国立銀行百万円之株手形之素  
より追而公債証書引換可申旨相願有之候義ニ付、此度銀行条例  
御改正ニ付而者毎々御催促有之、尤是迄ニも度々御催促有之候  
得とも、畏り候旨申上今日延引致居候処、今般銀行条例御改正ニ  
付御催促御嚴談有之候ニ付、殊ニ寄銀行株金引候外無之、依而  
各考案有之候様申談候

右畢而少々不氣分之様子ニ而今日者蒙御免ヲ候と申、引取候事  
一 右引取後別段談事も無之、前書考案今日ニ決シかたく旨、猶夫  
々承諾之趣相認、一同調印致候事

九月二日 少々蒸暑ク快晴

一一昨三十一日抽籤ニ付御申渡書写

見出し所江申渡

総代 人

新公債証書元金之儀、発行条例面之旨趣ニ遵ヒ本年払戻スヘ  
キ金額四拾万円ト予定シタルニ付、証書之高最多キ於東京本

日抽籤法施行候ニ付、其方共ヲ全国内証書所持人之總代トナシ立會申付、抽籤ノ法公平正実ナルコトヲ查見爲致候条、此旨可相心得候事

但籤之總數五拾九本、内式本ヲ振テ当リ籤ニ定候条、抽籤

法相濟配当之記号番号等公定シタレハ、別紙雛形之通總代

人ニ立チタル其方共一紙連印之保証直ニ差出可申事

明治九年八月三十一日

郷国債頭

代理

齋藤国債助

秩祿申渡之方写

總代人

秩祿公債証書明治七年発行セル分、元金之儀条例面之旨趣ニ遵ヒ、本年可払戻金額四拾万円ト予定シタルニ付、〇都而新公債同文ニ付略ス

但籤之總數三拾式本、内式本ヲ振テ当リ籤ニ定メ候条、抽籤法相濟、此外都而新公債申渡同様ニ相認有之ニ付、大略

右御申渡齋藤君々被仰渡書付御持帰リ可相成所、三野村理左衛門頂戴致度旨相願候ニ付、其儘御渡ニ付持帰ル、依之写置

九月三日 快晴 日曜日

休暇

大井小助罷出候ニ付、去ル三十一日山中、奥村、市川罷

出、委細小助々可承る旨申居候段申聞候処、別段何も咄無之存意難相立旨申、書面先戻し候方可然旨申聞候

九月四日 快晴 夜ニ入遠雷兩三鳴

一 三野村兩人江京坂呉服店之書面之趣申入置、京都府江差出し有之抵当ニ京都呉服店室町衣棚之地所家建并ニ紅店ヲ書出し有之候段申聞、写爲見置 是は大三野村江爲見る

何分京坂之者存意難相立、京店は呉服、糸店合併之処改革致へ

く段、依呉服、糸店イ万円宛借用願書、大坂はサ万円余借滞之

処セ万円は酒造ニ付借財ニ付、是は奥村、清水兩人限り取扱ニ

而同店外別宅支配人心得不申様子ニ付、此度段々示談之上セ万円

円は奥村、清水ニ而此度引請、店表江迷惑少しも懸ケ不申旨申

出し、依之七月店卸有物マ万余ニ付夫ヲ抵当としてセ万円借用

仕度旨申出し、夫歎此度之改革之由、願書右之趣兩人江相咄し候

処、中々見込相立候様子も無之ニ付、此度者余程嚴談ニ及ひ閉

店可致事なれ者夫も勝手、若此方其尻が参り無廻次第相成候ハ

、其節者無是非出金可致、其替り主任之手代首ヒも無之場ニ

可到も難計、と先頃大井江相咄候様子大三野村申居候

一 今日高喜、高朗、高生、高辰、高潔、高棟新調彫刻実印出来参

り候ニ付、朗、生、辰、棟君之分相渡候、深川罷在候稻垣吉太郎

江相渡爲持届候事、其節呉服店之願書類此度差出し候分差送り

置候事

一高喜之分仕舞置、高潔之分明五日横浜江相廻し候積り

一高喜小印出来参り候事

一今日会議有之、各所為替手数料直下ケ之義談合有之、右為替者時宜寄双方之都合ニ而逆打ヲ以取組候場合も有之、又為替頼先々駈引ヲ以、外所打金下直之咄取交候者無之とも難申候間、主任之者臨機之取計可致義と相決シ候事

一今日国立銀行条例取調係り人撰一条評議有之候ニ付、明日入札可然旨決シ候

一竹中邦香、今泉丘之之兩人江此度古貸付取立掛り申渡、規則書も相渡相成候事

九月五日 快晴 今晚蒸暑く候事

一公債証書調表各店々参り候ハ、刺板江綴込、当店公債係り江相渡為取調、大元締江刺板仕舞置可申事

一斎藤専蔵江抽籤御申渡書二通相渡、公債係りニ仕舞置候様申付置

一昨<sup>明六</sup>今日魚岸水神祭祀有之よし

一大元方所有品調出来候由ニ付、昨日笹山豊平々大三野村江相渡候ニ付、今日笹山豊平、桜井徳兵衛呼寄、大三野村々談合取調居、斎藤保造義も呼寄談合居候事

一当春大元方所有調改正掛り引継キ大元方ニ而取調  
藤田富之助  
松島吉十郎  
清書取掛り出来候処、松島吉十郎勢州行被申付、三野村利助、

藤田富之助西京用向ニ付罷出候ニ付、右両地実地<sup>(地)</sup>検査取調候様

示談ニ相成、其後帰府、取調方清書出来候所、猶又向井一郎兵衛、桜井徳兵衛、笹山豊平江取調清書検査被申付候処、兩三日前取調方清書出来ニ付、笹山、桜井々大三の村江差出シ候、依之当春之清書と引合相改可申哉と尋合候処、其儀ニ不及、此度之清書ヲ以決算と可致旨申居候也

一今日も会儀有之、条例取調係人撰左ニ

当節利左衛門不快ニ付、外  
出利助引請尽力罷在候ニ付、  
条例取調掛り難申付由総長々  
申出候由

三野村利助  
平尾賛平  
佐々木寛二郎

一今日深川下邸江夕五時過々罷出候、朗、生、辰君江京坂呉服店

一条相咄置、明日潔君呼寄相談之上喜欠席ニ而、先前より差出し候願書類差戻し、非常改革見込難相立、大元方ニ而操合可遣金調無之旨相断候筈談合候事、九時過帰店ス

明日大井小助義深川罷出候事  
今夜魚川岸水神祭水天<sup>(宮カ)</sup>例月祭、殊之外賑々敷様子

九月六日 快晴 残暑強有之候

一斎藤純造罷出候ニ付、明七日銀行寄会之義三郎助不参委任状之振合承り候処、取調可申越旨申居候事、其後取調申越候事

一永岡亮弘道具之事純造より承る、田草箱、茶盆、銀ピン之事申居ル

一 昨五日篤次郎殿江実印沓書状添、横浜江元締く別便有之ニ付、差出し候事

一 今正午十二時頃篤次郎殿出東有之候事

一 大井小助呼寄談合中篤次郎殿出京ニ付、今般呉服店之義具ニ相咄候事

一 大三野村午後五時四十分より横浜江罷出候

一 今日會議有之候

一 水神祭祀ニ付銀行表口ニ而神與相休ま候事

一 今年者（夏）持歩行不申踊り家台式三組も出来、地走り沓組、店見世土蔵前ニ而一切踊り候事

一 江戸橋際ニ神與飭り竜神出シ沓本筋有之、魚川岸初メ小田原町、安神町、釘店表裏町近辺一円甚賑々敷事ニ候

一 篤次郎殿二時頃く深川下邸江被參候事、続而大井小助、京坂三人も罷出候様子

一 益田氏入来、上等間ニ而大三野村談合

九月七日 快晴 暑さ強 午後五時前遠雷少々雨不降

一 三井物産会社く左之書付ニ調印申出候

一 以書附奉願上候

是迄内国物産御局く外国江御輸出販売等之御用向者三井組江

取扱被仰付有之候処、私共物産会社創立仕候ニ付而者、何卒

自今右御取扱者弊社江被仰付被下度懇懇願候、此段奉願上

候也

明治九年九月七日

三井物産会社印

三井養之助印

三井武之助印

勸商局長

河瀬秀治殿

右申来ルニ付調印致遣し候事

一 竹中邦香氏より簿記精法二冊、手紙添參る事

一 午二時頃敷、竹中邦香案内ニ而加州旧知事公店見物ニ御来車有之候

一 益田氏入来、上等之間ニ而咄、昨日事依而消

一 総長横浜く帰店ス

一 會議無之事

九月八日 昨今暑さ強

一 今日三野村利左衛門く三井三郎助、三井次郎右衛門、三井元之助、同源右衛門、同八郎次郎、同宸之助江三井大元方所有取調

方出来候ニ付、篤と熟覽之上、晚々検査致、跡々ニ而不都合有之

様可致旨申、笹山豊平、櫻井徳兵衛取調之仮帳簿相渡候事

一 會議有之候得とも議事無之事

一 横浜十一番隊長（アキハ）井ニワチトソン氏、佐々木氏入来、同苗

一同面会ス、利左衛門同道大隈公江罷出候事

一夜二入大三野村、大隈公の帰り掛り店江立寄、談有之候事

九月九日 快晴 夜に入雷鳴暫時強雨有之候事、誠ニ克キ潤雨ニ候也

一今日三井三郎助小印相改候事

但届ケ大元締、元締、大元方三枚差出ス

一井田一平大元締江呼寄、総長松坂不体戴之意味合尋問之上、

見込及嚴談ニ候事

一大元方は迄松坂貸方左ニ

七舟円 神樂土台金 年五歩利

此利足半金セ歩サ厘、大元方利入セ歩サ厘、土台金江積立

可相成事

安政三辰春 下屋敷普請ニ付年三朱

同十月 並合方。 金カ舟円 商用貸 年三朱

右は則右衛門無拋義ニ付町会所よりカ舟円借入、手元ニ而遣ヒ

払候処、町会所より返納談シ有之候処、手元ニ無之不得止事店

表歎願申出候ニ付、京都大元方江松坂店ノ歎願ニ付、土方治作

杯勤中元方役員了簡ヲ以、則右衛門江貸金致候而者外々同苗江

差支候故哉、松坂店江貸ニ帳合致、其実町会所江返納致候事之

由、然ル処松坂店ニ而年三朱之利払元金備無之ニ付、猶又慶応

二寅二月

金四百五十円 並合方。 年三朱

金百五十円 同 年三朱 合六百円也

右金高借用出願相叶ヒ、此六百円松坂店ニ而者年六朱之利足付

ニ帳合致元方へ相納居候由、依而前カ舟円借用者松坂店ニ而引

拔、帳合右ノ元方借入、左ノ町会所江戻し出し之帳合ニ付、別段

借入之帳合無之出入なし之帳合ニ致有之由、大元方帳合ニ而者

カ舟円、ソ舟サシ円、舟サシ円合して千七舟円之出金貸帳合ニ

付、年六朱之利足年三朱宛之利入致有之候事

安政五十二月 並合方。 金千円 商用貸 年四朱

同六未春 大元方。 五十八貫目 商用貸 年三朱半

右は近頃大元方六金相場ヲ以金ニ仕切候処

銀相場之違ヒニ而舟カシ円余引道相立候間、其旨松坂店ノ申立

候ニ付用捨致遣し候事

明治四未春 大元方 舟円 無利足 十ヶ年賦年々サ円宛入ル

大古 マ舟マシマ円マシマ錢マ厘 大元方 置居貸

右は松坂地方之者、前々々当地呉服店、両替店江相勤候者之宿

万一難波之族有之候ハ、右金之内ノ惠ニ遣し候義も有之、又者

中途休足登り之者賑舞餞別等出し候由、井田一平申居候

天保五年七月 大元方 紀御講五十人建巻組之内

一舟円 三口分 則右衛門、宗十郎

右は数年相建候事ニ付返金願不相叶、公債証書相願候得とも

難行届候事

〇(三百八十八) (五十六) (三) 一千七舟チシチ円サシカ錢七厘 紀講金

右者新旧公債証書ニ相成候由 井田帰園之上早々可申越答

千舟マシエ円サシ銭  
(百三十七) (五十七)

内サ舟円二年賦入  
(五百)

残而カ舟マシエ円サシ銭  
(六百三十七) (五十七)

右は此度返金懸合可申事

○金ウ舟エシイ円カシセ銭サ厘 紀講金  
(九百七十一) (六十二) (五)

右は新旧公債証書ニ相成候由、前書同断

右之趣懸合可申旨総長ハ談シ有之候事

一 備入免状 四枚外ニ写一枚一袋

右総長ハ三郎助受取、大元方江仕舞事也

但横浜高瀬英祐罷出持参候

袋ニ認左ニ

国産方ニ於而英人売員、米国人売員、清国人両員備入之免状

四枚入、国産方より預リニ有之

明治九年九月九日

高瀬ハ大元方ニ預リ置呉候様申出ス

一 会議有之、議事無之

一 大井入来、呉服店一条申出ル

九月十日 快晴 昨夜之雨ニ而甚凌克候事

日曜日 休暇也 (朱書)  
「会議無之」

一 源右衛門ハ糸店、売込店負債調書一袋入被為持越候ニ付、直様

大三の村渡

一 西大工町江昨夜小助申出候三越呉服店一条之義、以書面申遣ス  
返書参リ、明日出勤可及相談旨申参る

一 昨九日三重県下之公債証書利足受取之件委任状一通

八郎右衛門総理代三野村利左衛門印

右井田一平江相渡可申事

(朱書)  
九月十一日 快晴 今朝小雨暫時ニ晴ル 残暑気強ク

一 総長少々不快ニ付出勤無之断申参る

外用向有之、佐々木寛次郎罷出候事

一 銀行、大元方と為取換書二冊、高朗調印済ニ付、寛次郎持参  
為致候事

一 高朗初メ出勤ニ付、大元方所有物相改候事

一 三越之事件、相談候事

但大井小助罷出候ニ付、此所ニ而銘々一身ニ引請度旨書面

差出し候様申聞置候、高喜、高朗ハ申聞候

一 三井物産会社為取換書高喜小印致、高朗江渡ス、今日利左衛  
門ハ相廻し候様寛二郎ヲ以申越ス

一 三井銀行、三井大元方為取換書一覽可致様、一覽済小印押候

心得ヲ以持参候様申遣し候処、永田甚七小印齋藤純造持参調

印之旨申出候ニ付、奥二階ニをゐて一覽為致候処、大切之為

取換書ニ付、永田小印押候得とも何れ永田一応拜見為致置不

取換書ニ付、永田小印押候得とも何れ永田一応拜見為致置不



申而者難相成義同人江申聞、明朝ニも出店可致様可申聞旨純  
造申居候ニ付、尤之義、無左而者段々店表江不音ニ相成不宜  
哉之旨申聞置候事

〔宋書〕  
一掛物十二幅対入札六人式幅宛買入候事

〔宋書〕  
一〇九月十二日 蒸暑ク

一前日掛物之義ニ付談合有之、銘々増金之談合行届候事、朗、  
生、辰、弘、保、喜

〔宋書〕  
一〇九月十三日 雨鳴有之遠方蒸暑ク

一皇宮箱根宮ノ下御発車之新聞有之  
一奥二階ニ而三郎助、元之助、八郎次郎、宸之助所有調

〔宋書〕  
一〇九月十四日

一奥二階ニ而前同人所有調 昨今次郎右衛門、源右衛門出勤無之  
一養之助、益田孝氏江被招西洋料理振舞有之  
一夕方小助書付持參候事  
一國産方々書付参る、永蔵承る

〔宋書〕  
一〇九月十五日 雨天 冷氣「今夜中強雨

〔宋書〕  
一今日神田神社祭典有之由

一永緒大元方貸金調持参、談合候事

一繪長出勤無之事

一〇小助持参書付小三のへ為見候事」夜ニ入大井呼寄右書付戻ス、  
追而外店一繕可差出管

〔宋書〕  
一横浜店々公債籤調再改相廻ス、着ス  
一奥二階ニ而昨日之続キ調物

一千葉県下此方持之小金原開墾地小作人々大審院江公訴一条ニ付、  
西京八郎右衛門江郵便ヲ以相手取候旨通知いたし候旨報知新聞  
広告候ニ付、右之始末者相違無之義ニ候へ共、必心配不被成様  
且該地右小作人之中罷出、何ヲ申出し候も難計、又何れよりか  
何事ヲ申込候者有之哉も、是又難計候得共、何事有之とも該地  
ニ而者万務東京江委任候事故、西京ニ而相心得不申旨相答、取  
合無之様心得方三郎助、次郎右衛門、元之助、源右衛門、山崎  
甚五郎、藤田助右衛門江及通達ニ、八郎右衛門江可申通旨申遣  
し候事

右三野村利左衛門々差函ニ付今使郵便ヲ以申遣ス

但西京為心得報知新聞写封中申候事

一物産会社宿番養之助  
一渡沢氏々廻章ヲ以明後十七日午後三時頃より被相招候人員左ニ  
三井三郎助、三野村利左衛門、同利助、西園寺（アキマツ）、三井元  
之助、斎藤純造、永田甚七

九月十六日 雨天 冷氣

一武之助鉾山寮江罷出候ニ付、当人、養之助実印渡吳候様申スニ

付相渡候事

一昨十五日山口武兵衛、杉山仙右衛門、伊藤利助、稻葉又右衛門外十六名が相統講再掛金預り方一条出願候事

但大元方書面差出し候事

一今日午後、時より第一銀行へ罷出、夫より渋沢氏江罷出候

一松坂店が公債証書所有番記申越候様通達之返書昨十五日着、九月九日出也

但此末買入等出入之節々公債方へ通達可致管也

一今日皇宮着御之由

九月十七日

昨日続而雨天、今朝強雨荒吹、南風強有之候処、午後四時頃止、夜ニ快晴相成候

日曜日 休暇

一当日神宮神嘗祭ニ付町々国旗出ス

一今日深川福住町渋沢氏より相招有之候ニ付、午後四時頃出水

齋藤同道罷出候、六角、小三の村同道罷出ル、永田甚七、西園

寺氏も罷出候、外々来客有之、大藏省御雇イタリヤ人吉人、支

那人徳信、益田孝、福地源一郎、渋沢喜作、相伴鈴木善助、増

田通造

右之通り罷出候事、九時前帰店ス、右は転住祝兼益田孝西国筋

江罷出候旁被相催候由

渋沢細君湯治留主中之由

九月十八日 快晴 大ニ冷氣相成候

一今日より保之助深川東京府病院江出勤致候事

一去ル、日より十四等長田質備入、上野菊太郎第一銀行江簿記精  
法習学として罷出候事

一兜町六番地之内所有之建物三井養之助、三井武之助譲渡ニ付、

三井三郎助が齋藤保蔵江委任状一通、右譲渡保証人三井次郎右  
衛門より笹山豊平江委任状一通、右調印写割印致置事

但外ニ建物売渡証一通有之、写者地所掛りニ有之事

一鉾山寮江物産会社より差出し候写表書三池石炭売捌方条約書写  
一通、外ニ添書面写書通、三野村利助より受取仕舞置候也

一横浜十一番外国佐々木八郎同道罷出候事

九月十九日 快晴

一無別条

一神田神社例祭過日来雨天ニ付神輿氏子町中江渡御延引、今日正

午三越呉服店ニ而御休、夫が瀬戸物町通江渡御、大通江廻り駿

河町通御、又大通りより神田之方江渡御相成候事、神輿向社神

馬柳木五色之旗一社十本計宛、神官馬車二輛、右迄之事ニ候由

九月廿日 快晴

一商社より岩塚罷出、三郎助面会申度由ニ付及面会候処、三野村  
利左衛門が添状持参、此度改正ニ付定款、外ニ創立証書、申合

規則各三冊、武之助、養之助調印可致様頼出候ニ付、各調印致候事

一三井物産会社よりセ万ツ千ウ舟円之証書三井養之助持参、預り置

其訳ケ左ニ

一壹万<sup>(八)</sup>千仙<sup>(九百七十八)</sup>ウ舟<sup>(八十二)</sup>エシチ<sup>(五)</sup>円<sup>(一)</sup>チシイ<sup>(一)</sup>銭<sup>(一)</sup>サ厘

右貸金証書是迄差入有之候処、此度兜町六番地旧島田組之家物

産会社江買入ニ付証文相改、右家代金<sup>(四)</sup>ツ千<sup>(三)</sup>円<sup>(七)</sup>書入<sup>(七)</sup>セ万<sup>(九百)</sup>ツ千<sup>(四)</sup>ウ舟

円<sup>(七十七)</sup>証<sup>(八十一)</sup>養<sup>(五)</sup>之助持参、羽金<sup>(七十七)</sup>エシチ<sup>(八十一)</sup>円<sup>(五)</sup>チシイ<sup>(五)</sup>銭<sup>(五)</sup>サ厘入金、明治十年

より十ヶ年納ニ認有之事、右入金者大元方江入金帳合相済候事、右証証は三郎助預り置候事、古証文者養之助江相渡候事、右新

証文江武之助、養之助調印致候事

一山口武兵衛、杉山仙右衛門、伊藤利助、稻葉又右衛門外ニ家督

之者十六名より、是迄大元方預ケ相統講掛金此度下渡願御聞済

相成候ニ付、猶有志之者式拾名申合、年両度ニカ円掛五ヶ年一

切ニ而相預り呉候様、猶年両度寄会之節為入用と屯人前從前之

通シセ銭サ厘宛頂戴仕度旨願出し候事

指令<sup>(アキマ)</sup>

九月廿一日 快晴

一今日祝誕ニ付内祝ス

無別条

九月廿二日 曇 冷氣

一養之助ハ物産会社付銀座其外家屋土蔵等讓請証証類同社江受取度旨、益田氏小印之書面受取事

右は物産会社貸金之右家屋代金も有之、右借用証書差出し候上

者物産会社之所有ニ付可渡者至当之義ニ付、大三野江申聞候上可渡積

一総長不快出勤無之事

一物産会社規則書養之助ハ預り候事

一八郎右衛門殿ハ三郎助、次郎右衛門江至急状着、原野之者大審

院願建一条心配之旨申参り候事

一大元方状ニ而も右一条小作人大勢より八郎右衛門殿江之書状相廻し候事

一三野村利助江中井三平ハ右一条ニ付書状着候事

一源右衛門ハ山中喜左衛門罷出候頼談一条荒方承る

九月廿三日 雨天冷氣

一大元方所有物調書三野村ハ相廻し候様佐々木寛次郎ハ申出候ニ付、兩通引合済同人江渡ス

一三野村利助ハ昨日着<sup>(三)</sup>大大元方状受取

一次郎右衛門殿ハ八郎右衛門殿来状受取、原野一条之書

一総長出勤無之事

一佐々木寛次郎、三野村ハ呼ニ参り罷出候所、大元方所有品調書

一三野村ハ呼ニ参り罷出候所、大元方所有品調書

一三野村ハ呼ニ参り罷出候所、大元方所有品調書

差出し候様承り参り、其旨三郎助江申聞候ニ付総調一冊并ニ総計一冊相渡候事

通りに到着候事

一今日地所建家之分調出来候事

一呉服店鍬形豊三郎妻娶度旨大井小助申参る

一三野村利助、渋沢氏、益田氏初メ集会ニ付罷出候事

九月廿四日 曇折々雨、夜ニ入中降り

一日曜日 休暇也

一本日三廻稻荷神社一五九之例祭祀ニ付、大元方御祈禱料百疋奉納、夫々参拝、三郎助外用ニ付代参道家善次郎

本年本月祭より入費出方割合改正候事

一本日大三野村の地所建家調書佐々木回取参り候ニ付、二冊渡ス

九月廿五日 晴

一総長出勤、大元方所有物ヲ以舟万円同苗株金募方一条談合有之候、三郎助、元之助、源右衛門、八郎次郎、宸之助江申談ス

一笹山豊平、桜井与兵衛、斎藤保造、右呼寄地所上り高談合居候事

一原野一条ニ付八郎右衛門殿江三郎助、次郎右衛門、返書差出し、大元方よりも返書為差出候事

一京都の丁卯以来皇国江対し尽力之廉ヲ以御賞被下置候書付写取ニ遣し候処、写八郎右衛門分三通、三郎助分四通、元之助分式

一勸商局長河瀬秀治殿より、輸送御用物産会所江被仰付被下度旨、願之通御聞濟御指令相成候ニ付、御指令書三野村利助の受取、物産会社書類之内へ仕舞置候事

一西村庸四郎の書状到着致候事

一月給役料弁藏分とも受取候事

九月廿六日 快晴 大ニ暖氣也

一 大元方所有物改清算出来ニ付、総長江元之助、源右衛門、八郎次郎、宸之助、豊平、徳兵衛の差出ス、各小印捺候事

次郎右衛門不参ニ候へとも八郎次郎調印ス

一三郎助午後四時過の頭痛ニ養生

九月廿七日 快晴 少々暑氣有之

一三郎助、次郎右衛門、元之助、源右衛門、長四郎改印、印鑑大元締并ニ元締、大元方江差出し候事

一永緒、王子機、会见物ス

一山中、深川、市川も罷出候哉と之事

九月廿八日 昨夜の雨天

一総長宅ニ而大元方所有品取調候事

一深川同苗出勤無之事 雨中故と存候処新富町之由

一 大坂店江普請之義元絵図面ヲ以申出候様申遣し候事

一 今日新商社願御指令相成候由

一 今日新商社頭取初メ人撰有之由

一 養之助宿直

九月廿九日

一 大三野村々大元方動不動産調違算見込違等有之由、昨日笹山、

桜井江篤と談置候ニ付、今日中取調可申旨申参る

九月三十日

一 今日大元方所有品改取調候事

一 明日三階寄会大元方より廻章出ス、九等以上者計

右は大元方所有品銀行引継一条之寄会ニ候事

十月一日 晴 大ニ冷氣ニ相成候

一日曜日、休暇也

一 今日午一時より大元方会主ニ而九等以上一同寄会、ハウス三階

ニ而之候事

右人員三十八名也

大元方々酒飯申付候事

午後三四時より初り七時頃終ル

一 篤次郎実印大三野村江相渡候書物ニ調印ス、今日持参之處不快

ニ付田村利七持参ス、調印後即刻同人江戻ス

十月二日

一 大元方所有品猶清書仕立候様、笹山、桜井江総長申付有之候

一 今日井田一平々則右衛門悴賢三郎身元糺三重県御糺ニ付、戸

長々差出し候書付写松坂店々相廻し候ニ付受取、三野村利左衛

門為見置預り置

十月三日 晴 北東風有之

一 大三野村江相渡候書付江同苗一同ニ調印ス積之處、明日ニ相成

候事

一 今日午後三時四拾五分頃、三河町より出火、北東風強店間近ニ

付風並宜候得とも少々取片付候事 此方へも諸方々見舞請ル

紙幣寮風下ニ而御片付ニ付早速店々罷出候、大蔵、内務両御省

江も罷出ル

近火官員方へ夫々見舞ニ差出し候事

十月四日 晴 北風強有之

一 今日、昨日之調印一同いたし候事

一 養之助月小遣(三十五)シサ円相渡り候由、今日七八九分請取参り候

ニ付マシ(三十)円相渡、残り預り置候事

一月 (マシ) 円宛相渡、余者当銀行元締江相預ケ置積之事

一 昨今とも総長無之不快之事

一 市岡罷出候ニ付、野原訴書一条八郎右衛門文通之義申入、跡々承り候処聊心配無之旨申居候

一 同人ノ書付沓袋大元方へ預り候事

一 神戸米書面認候事

十月五日 曇

一 総長出勤無之事

一 昨四日夜利助方江友五郎、寛二郎罷出、去ル一日談合一条之書付認方相談致候事

一 昨朝寛二郎、大三野村方へ罷出候節、引継一条書付之義、三郎助、利助、友五郎相談早々取究メ呉候様申ニ付、三郎助義も利助方へ寄会可申之処、先兩人談合候上相談可致旨申スニ付、罷出不申候、今朝承り候処弥書付相拵当七月前之日付ケニいたし、重立候者一同調印可致積り相決シ候旨承る、今朝利助ノ利左衛門江右之一条相咄取究メ候由

一 大元方所有品調清書之義、早々可致様寛二郎へ伝言ニ付、笹山桜井、調方様子承り候、兩人随意ニ大三野村江罷出談合居、拙者共江一応之咄合も無之ニ付、夕方笹田、桜井江大三野村之伝言之旨申入候処、今朝大三野村江桜井罷出、委細相咄候旨笹山申ニ付、左様之義なれ者宜候得とも、大三野ノ右等之伝言其元二者一言も不申開取扱致被居候事故、何事も心得不申、又大三

ノ尋之有之候節、答方ニ困り候間、以来心得不申候事なれ者其旨大三の江断置候間、其元心得方如何と申聞候処、以来者急度相伺候様可仕、御心得無之様ニ而者又私共差支候旨申ニ付、左様なれハ此後者其都度ノ相咄呉候様申入置候事

一 昨夜今井友五郎、佐々木寛次郎、三野村利助宅ニ於て相談致候銀行引継為取替書一条、今日草稿案出来ニ付、午後四時過ノ寛二郎持参、大三野村方へ罷出候事

右書一覽済、三郎助、次郎右衛門、友五郎、利助各調印致候事

十月六日 快晴 大ニ冷氣

一 昨日篤次郎ノ書状着ニ付、今日返書致候事

一 三野村利左衛門義昨八年太政官第十八号之御布告一条ニ而者前以不容易尽力心痛、御省察江三井組内外之訳柄内情歎願致候ニ付、十二月下旬ニ至、三四ヶ年間御猶予ニ相成、先以一同難有奉存候、加之三井組家事之義ニ付内外之厚配近頃打続、尽力之義役前と者乍申不一時成義ニ付、先般当地大元方詰三郎助、元之助、斎藤純蔵、永田甚七内談之上、高砂町地所考ケ所代佃五千円之品差送、格別特別之褒賞相渡候外挨拶之致方も無之旨決談ニ付、当四月篤次郎西京江罷出候用向出来候砌、幸便ニ付右等之義篤と申諾置候処、於西京ニ同苗一同ハ被及示談候処、一同承諾ニ付八郎右衛門自筆ヲ以褒書被認、明治九年五月付ヲ以次郎右衛門、源右衛門、八郎次郎、宸之助出東之節持参、篤次郎

義も帰府、一同承諾之旨承る、其後早速利左衛門江可相達之処、彼是差支有之延引之上次郎右衛門不快、其後利左衛門義病氣、且者三郎助、次郎右衛門、元之助、源右衛門、篤次郎実印相改彫刻中券大ニ延引、今般実印出来差支等も無之ニ付、今六日祖先宗寿居士祭日ニ付、店於而上等之間ニ三郎助、次郎右衛門、源右衛門、八郎次郎辰之助立會、三野村利左衛門呼寄、三郎助、近頃種々事務多端ニ付家事向不大方厚配之処、明治九年中太政官十八号之御布告有之、御用一時被召放レ候節者忽チ手前瓦解可致之処、猶又不容易尽力ヲ以、前以種々歎願之旨趣相貫キ、願意願之通御聞届ニ相成候段、実以一時安心雖有大慶不過之、猶此上ニも万務宜御頼可申入旨演舌いたし、書付相渡候処、利左衛門申スニは、時勢色々示談有之、此場中々以ケ様之品受納可仕義ニ無之、外ニ望ミも無之、万一閉店之節者八家之同苗今日之凌方難相付、其段第一ニ苦心罷在候間、御褒賞者難有奉存候得とも御品物拝受之義者御断申度、依而御同苗方此場猶更御尽力、私居無成り候事と思召、万務御心懸ケ第一之義、店日々之義厚御氣配何事申上候義御承知被成下、御尽力之程奉折と申スニ付、三郎助兼而承り候義者百事相守精々尽力可致候、此度褒書并ニ品物とも平ニ受納被致候様、前々より特別尽力ニ付大元方より挨拶之節所有地所ヲ以褒賞添及一札ニ候義有之、旁此度迎も其順ヲ以取扱候義、尤大元方懸り齋藤純造、永田甚七江も相談之上取計候義ニ八郎右衛門も宜可申達旨被申聞候、此

段承諾可被申聞候処、右等之御事なれ者難有頂戴可仕候得とも、何分御同苗方自今私義者無キ者と思召、家事特別御心得御尽力被下候様申答候間、一同承諾、乍此上宜御頼可申入旨申置候、元之助兩三日前より不快、篤次郎義も不快之由、横浜在住ニ付兩人とも出席不致候事

一大坂三越呉服店之書面ヲ以歎願、昨日大井小助之深川同苗江差出し次郎右衛門受取候由、被見せ候大意は

(一) 一七万千円余 酒造方他借

右は奥村忠右衛門、清水藤兵衛引請、店ニ迷惑懸ケ不申旨

一右之外三井銀行借用金三越元方京呉服店借用金、其外ニ而六

廉計歎

是は十ヶ年無利足置居歎願

(二) (三) 一七万千円余

右は他家借財十五年賦位ひニ懸合可申見込

右之賑合ニ致何様ニも尽力可仕、依而此末年々大坂三井銀行ニ

而壹万円迄流用御願申度と申、書面外ニ式通有之、右一覽迄ニ

而次郎右衛門殿江戻ス

一右之通申出、若此義も不相叶候ハ、一先一同帰京坂致し、彼地

ニ而再談合可申外無之と小助迄申出し候由、依而小助申スニ

は、此処ニ而跡方之書付取置不申而者此末克キ場合無之と申、

先此書付御預り被下、跡方之書付為差出候様致度旨申スニ付、

不得止事此書付預り置、猶跡方之義今日小助江申談度旨次郎右

衛門殿に被申候ニ付、此書付篇と熟覽之上小助江申談度旨申答候処、是非今日小助江申談候半而者不相成と被申候ニ付、左様之義ニ候得者私義者心得不申所ニ而御談被下、私此書付一覽之所ニ而者迎も難行届と存候旨申候処、左様なれハ拙者限ニ而可申談旨朗、辰殿被申候

一右之節申入候者過日喜右衛門罷出候由承り候、其後者何事も不承申候ニ付、小助も其後呼寄不申旨申置候

一此所ニ而跡方之書付取置不申而者此末可取場合無之、と申義者毎々小助江申聞置候義有之旨申入置候事

十月七日 快晴

一大元方所有物高砂町地所相除キ候ニ付、計算書為相改候

一西京表に三郎助当地在籍之届方承り度旨申越候ニ付、詳細大元縮文通録之通リ及返書候事

一三野村利助に昨日利左衛門江相送り候地所褒賞之義ニ付、先刻利左衛門に申スニは、当節(ツキ)

(表紙)

一明治九年十月八日ヨリ

日 記 草稿

十月八日 快晴

一日曜日 休暇

一養之助物産会社語番ニ付罷出ル、今夕宿番之由

(追一五五一)

一山口武兵衛、杉山仙右衛門昨日呼ニ遣し候処、今日罷出候ニ付脇田藤右衛門一条申聞置、猶麻田佐右衛門江も咄合為致候事

右は先達而も脇田藤右衛門当今甚難渋ニ付、素々勤功有之、宗清君に御書付も頂戴仕居候事故、跡方相統出来候様被成下度願居候得とも、勤功は其時々相当之手当致遣シ有之義ニ付行届か

たく、宗清君御書付有之事なれ者、夫ヲ大元方へ差出候ハ、聊合力致遣スへく旨申聞有之候得とも、其意ニ不付、妻成者旧幕士族之由ニ而、其里方之者妻之兄弟ニ相当り候哉、藤右衛門代理

ニ而先頃より店江罷出主人ニ逢度杯、又西大工町三野村江罷出利左衛門ニ面談致度杯度々申参り候得とも、家督取締重掛り山口武兵衛、杉山仙右衛門江委細難行届旨申聞、為懸合候得とも、其方へは不参、店麻田佐右衛門江手紙ヲ以三野村者銀行懸り、

三井家之義者主人ニ面談候様山口、杉山に申聞候、主人江面談は何方へ罷出候哉差図願度杯と申越候ニ付、山口・杉山呼ニ遣し承り候処、聊左様之義申聞候竟無之、右一条ニ付藤右衛門呼ニ遣し有之候得とも未返書も参り不申杯と申聞候ニ付、右之咄佐右衛門江も為心得、同人に返書ニ藤田之義者山口、杉山承り居候ニ付、兩人江御尋合可被成旨返書可遣様申聞置候

麻田江懸申参り候義者先頃出店小川三朗と申者大元方之者ニ面談申出候節、西田善助ニ而者難行届ニ付、麻田佐右衛門及面談候、依之以来麻田江便り参り候事也

一山口、杉山江相統講懸金利付預ケ度願寄合入用等之義願出有之



二付、粗願濟之旨申聞、是迄之規則書之通相心得相違無之旨書面差出し候様、又是迄之規則ニ而当今之形勢不都合之場も有之候ハ、張紙ヲ付相伺へく様申聞置、猶齋藤純造可申達旨申入置

林留右衛門義マシサ万余之負債償却方、段々談合之上旧債ヲ以

濟方迄粗談合相濟候処、留右衛門留主中本証文難行届申建ニ而未其儘ニ有之、旧債カ<sup>(六)</sup>方位ニ而濟方之約定其旧債も未納方不行届、其上扇橋之庭木、石杯いつ之程ニ哉いつ方へ敷遣し候様子、土蔵之道具も少々売払候廉も有之、万事甚不人情之致方、然ルに相統講仲間ニ連名ニ而者甚不都合成事、右等之義ヲ取扱候者則講中家督之者、世話重掛り、世話掛りニ而不都合無之様取扱可申義ニ付、序ニ咄置呉候様大三のふ昨日申聞候ニ付、相咄置候、右林負債懸合方川村源兵衛、齋藤保造相心得居候、利左衛門申居候ニ付、其義も兩人江申聞置候事

一寛次郎の西村江書状出ス

一森本九右衛門呼寄虫干致候事

一得右衛門呼寄候処、昨日深川江小助の書面差出候旨申居候

十月九日 快晴

一三井物産会社の中外物価新報発兌之儀ニ付東京府江願立之義、東京府而已願立候様被仰之由ニ付御府而已江可差出書面ニ書改候ニ付、今日調印、武之助、養之助為持遣し候事

但最初者東京府江願御添書被下候上、内務省江可願出書面ニ候事、不用古<sup>(三)</sup>反之書面も物産会社江戻し候事、使久平一昨八日大坂分店より店惣函着候事

十月十日 晴

一今朝市川得右衛門罷出、大坂呉服店益々不都合之様子ニ付、一先帰京致シ何敷手配可仕と申出候、大坂呉服店之支配人壱人態々出東致候由申出候、依而明日之船ニ而帰京候旨申居候、深川之方へは山中喜右衛門罷出候旨申居候

但詳細之義者何も不申聞、跡より可申聞旨申居候

一今日次郎右衛門、元之助、源右衛門出勤ニ而次郎右衛門被申候者、去ル七日当店へ帰り候へ者呉服店之書面差出シ有之、昨日ニ持参候義失念致候旨被申候ニ付、我等のドウカ差出し候様子承り候、今朝市川得右衛門罷出、大坂店益々不都合、依而支配人壱人態々出京仕候、右ニ付若模様ニ依り京都江も迷惑懸り候節者何共申分無之候間、至急私帰宅、乍不及万事相談可致旨申出候と申入候処、此方江は喜左衛門罷出咄振源右衛門被申居候、依而利左衛門江御談被下度旨申入候処、利助江可申談旨、次郎右衛門申居られ候

一利助咄ニ、次郎右衛門の一兩日中面談申度其元宅江罷出候様被申候由、実者三越ノ事計御申なれハ宜候得とも、御自分之義御申故困り居ルと咄居候

一 今井友五郎江者一昨昨七日ニ相咄候

一 森藤五郎、平尾贊平江此度利左衛門江相達候賞状之義、委細相

咄置候事

一 今夕二階ニ而元締支配人其外松しま、長田、小向井、高野寄会有之

(向井小右衛門)

十月十一日 雨天今夜強雨

一 今朝市川得右衛門罷出、昨日申上候大坂表一条ニ付、帰西之義都合見合候旨申出候間、何故哉昨日之処ニ而者何分大坂呉服店不都合差迫り候ニ付至急出坂之趣、然ルニ今日延引と者其基不相糺被申出候義不都合之事ニは無之哉相尋候処、甚以不行届之義申上恐縮之旨相断候ニ付、其儘聞置候事

一 神戸新五右衛門ノ卦引道具三本買入候事、代金十八日ニ渡ス

一 今夜、昨夜寄会一条ニ付利助、友五郎、利左衛門方へ罷出候事

一 今夜、昨夜友五郎江昨夜之書付三郎助へ為見置候様、委細之咄

は不聞候方宜と申居候、大元株金利付之義、平尾、高野杯より

申出候哉之様子

十月十二日 快晴

一 益田孝殿、渋沢栄一殿入来之事

一 大元方所有物調不残出来ニ付、今日佐々木寛二郎為持総長方江

差出し候事

一 祖先寿讚大姉退夜祭之事

一 三野村利助江羽織地茶一ツ渡ス

十月十三日 快晴

一 祖先寿讚大姉祥当祭ニ付真盛寺江参詣候事

一 店より参詣無之事

一 大元方より向井一郎兵衛参詣ス

一 深川ノ次郎右衛門、元之助、源右衛門、八郎次郎、宸之助参詣、永緒太郎右衛門供いたし候由

一 去ル十日寄会一条口演ニ付書付差出し候様相談し候由之処、同苗江公債証書相渡候廉而已相認出し候由ニ付、猶又夫々廉書ニして差出し候様相談候由之処、昨十二日夜七人之者寄会書付差出し候由、今日利助ノ受取暫時一覽申候事、店引後利左衛門方江利助、友五郎持参いたし候事

一 入来益田孝殿

十月十四日 快晴

一 今晚齋藤、永田罷出候ニ付、三郎助、利助、友五郎、大元締江

寄会、此度七人之者より差出し候書付、純造、甚七一覧存意相

尋候処、大元方者建置度、銀行者滅株申建度、何分各株主之事

故余慶之義申出候訳ニ者無之候間、克々勘弁可致義と申談合居

候、其外相談相濟、右は書面ニ付而之咄、元来無理成建方故、

国立引直し心配之段相談シ居候事、右相濟蕎麦ニ而ビル食場ニ

而相催候事、今夜書付預り熟覽申候事

一 今夕斎藤保造道具持參候事

一 長四郎今引後深川一泊ス

十月十五日 快晴

一 今日日曜日 休暇也

一 深川一同（カ）船罷出られ候、朝、生、辰、弘、保、棟、一郎兵衛、

太郎右衛門、大井小助、酒店ノ老入

一 昨日保造持參之道具一覽、平尾も一覽ス

一 書面之咄一寸申置候、平尾初メ書面之外見込無之旨申居候事

一 今井江今朝昨夜之書付戻ス、其初深論会之風聞承る

十月十六日 快晴

一 今日深川一同出勤、すし五本到来

一 今日利助江去ル七日東、京、坂四人ノ差出候書付次郎右衛門宅江

持參相渡被申候由承る、其書付此方へ持參ニ付一寸預り置候事

一 其節論印咄申候処、今日相咄候所關係有之由被申居候由、仮屋

重之由

一 よしや道具茶碗式ツ利助ノ預り候

一 保造持參之道具、利助一覽ス

一 今夜小助罷出、京坂之者四人明後十八日出帆之船ニ而帰国仕度、

実者大坂之都合来ル三十日之日切も御座候ニ付、甚心懸り旁帰

国ノ之由申出ル、右ニ付此程七日之書付十日ニ一覽、右書付之返

答も無之中帰国可致義甚不都合ニ候旨申聞候処、小助委托状請

取置候ニ付御尋之義者御請可申上旨申居候ニ付、其後其元ノも

何等咄無之事故七日之書面も八日ニ市川ノ承り、右は何分宜と

願居候事、然ルニ其元ノ者何等咄無之、旁右四人帰国不都合と

者存候得とも大坂店之都合も有之由故、別段存意は不申聞旨相

答候事

一 井上治兵衛明後船ニ而帰京候旨暇乞ニ罷出候事

十月十七日 快晴

一 総長出勤、益田孝殿入来

ハチットソン氏、佐々木氏入来

一 地所懸帳面改方之義総長ノ申聞候ニ付、是迄取扱ヒ不申向井一

郎兵衛取扱之旨申置候処、同人降等ニ付暇願可申存意と風聞有

之旨申居候、大元方出入金之義手堅取扱候様申聞候ニ付、右出

入度毎見留致居候故、聊間違無之候旨申答置

一 次郎右衛門商社株金二千五百円、竹中邦香同断イ仙サ舟円大元方出

しニ帳合可致段相尋候処、其通り帳合可致様、竹中よりは別紙

差入候筈ニ付、受取候様申聞候事

一 次郎右衛門、竹中邦香宛之商社ノ預券二枚、大元方江預り、追

々株券と引替相成候筈

一 今夕今井、森同道田所町江夕喰ニ罷出候事

一山中、市川、奥村暇乞ニ罷出候ニ付面会谈置候事

山中、市川江納羽織巻宛遣ス

(三百)

奥村江マ舟足遣ス、右は先頃(アキマシ) 到来ニ付遣ス事

十月十八日 曇天

一昨日井上治兵衛へ相頼ム弁藏江渡ス九年上半季勘定清算書写一冊、紙包ニして相渡ス

一昨夜山中、市川江、広岡お浅宅ニ而安産ニ付、諸事取扱方之義当今出方無之事故万事儉約之取計方、乍併不致而者相成ヌ事故、儉約と申訳ケニ難参リ、万々深切ニ取扱、詰り入費嵩ミ不申様可取計旨申聞呉様傳言ス、弁藏へは別席ニ而申聞呉様権兵衛、市兵衛江も申聞候様、又席四郎江用向其外相頼候義も申聞置候

一今日より田中彦七、杉山佐七、表二階今泉詰所江出勤、旧糸店、三越元方負債取調懸合候筈、今井より兩人江申談居候

一昨日総長今井江談合、奥州米一件ニ付新井庄兵衛遣し候積リ、依而拝司永藏今井人江申聞置、取究メ候へ、至急出立之心積リ可致置旨達方談居候事

(日記)

明治十年五月廿二日ヨリ

五月廿二日 晴 火曜日

一本日皇太后宮去ル七日京都御発興(トキ)、東海道筋還御相成候事、午

(追一五五二)

後着御(三時五十分新橋江) 御所江着御

一午後七時過神田明神下出火有之候事

五月廿三日 晴

一大元締江市岡晋一郎罷出廿五日大審院江答弁書差出ス趣申居候

一今日海軍省ニ而風船(フキヨ)

一地所懸りより兜町物産会社石庫後ロへ床見世同様建物致置旨書面出ス、依而及相談候処、益田此節旅行中ニ付帰東之上三野村今可談合旨相談決ス、奥二階ニ而齋藤、永田承り居候

一高瀬英祐ヨリ茶製雇支那人三名内国通行免状願、明十二時荷物方便氣船便りニ而浜店迄相達候様、外務省江願方大竹江頼談伝言之事

一平尾、静岡一件ニ付自宅ニ而調物有之、今泉一緒ニ取調候ニ付出勤不致候事

五月廿四日 晴

一駿河台鈴木町八番地家屋繕普請一条地所懸り今伺書評議濟ニ付、地所懸り江戻ス

一昨日高瀬今承り候外務省免状願一条、并二十二時気車便ヲ以浜店江達方とも詳細大竹清次郎江申聞置候事

一横浜ニ而廿四日、廿五日、廿六日三日之間競馬有之由、昨日三野村今承る事

大隈、松方御両公御出港ニ而も可相成哉之囑承り候事

一去ル十八日より竹中邦香方ニ而答弁書認方ニ付、書記罷出候事

五月廿五日 晴

一過日来認居候答弁書今日出来ニ付、市岡晋一郎持参一覽ス、今井、平尾一覽候事、明廿六日大審院江差出し候旨申居候事

一大元方帳元より銀座町地所取調相済候ニ付、地券書替願立候ニ付、従前之地券抵当ニ納有之分、十七ヶ所至急下戻之義申出候ニ付、今井江一覽為致、拔書ヲ以大蔵省江願立之義依頼致置候事

一過日高瀬江申出候茶製方雇支那人内国通行免状、加奈川県江漸々昨廿四日書面外務省江御廻しニ相成候ニ付、今正午十二時前当行出役之者江免状御下渡ニ付、早速十二時気車便ヲ以荷物方江浜店江相廻し候事

右之趣外務省出役大竹清次郎書面ヲ以申越候ニ付、横浜江電信ヲ以申遣ス

一今日横浜競馬有之、三野村利助罷出ル、官員方御出者無之事

一大坂店江シ万円護送、水田和兵衛

右ニ付西京福・朗君書状出ス、益一条申遣ス、弁蔵もおりわ

お益江書状出ス

一去ル 日平尾贊平江製茶一件表約条書式通但本紙也正ニ受取候事

一今日高瀬英祐より製茶内約条書横文巻通、一書巻通正ニ受取

候事

一右同人江各所出張人請書、通受取候事

一右同人日記扣帳巻預り候事

此帳面 返済ス

一高瀬英祐義、斎藤純造、永田甚七江茶製一条最初之次第柄可相咄為態々罷出候得とも、両人共引取後ニ付、猶兩人日記熟覽後高瀬出東之義可申遣旨申置候事

五月廿六日 晴 土曜日

一今日市岡晋一郎義大審院江答弁書持参出頭候処、上ケ置候旨被仰達候由、然ル所外ニ訴書十一廉御下渡、今廿六日より三十日之間ニ答弁書相認可差出旨御達書類御下渡候由、午前十一時頃罷出候事夫々承り候事

右之節大審御院ニ而仰ニ者、此度相渡候書類連も京都府江相廻し、同府江八郎右衛門江可相達手順ニ候得とも、委任状請取居候義ニ付、其方江相渡候者八郎右衛門江相渡候同様之義ニ付、其方江相渡候と被仰聞候由

一製茶之義ニ付印章ニ製茶局と有之候ニ付、今井友五郎心付、局と申すと政府ニ各局有之義ニ付、相憚候方可然と過日来申居候ニ付、高瀬江同人江相咄、三郎助も相咄候、右は差支之儀無之、是迄県庁江も局と認差出候義ニ付差支之義者無之と押而申居候ニ付、其儘ニ致置候処、昨夜英社江当行各店江早々印章鑑

相廻し置具候様申居候ニ付、其旨今朝令井江相達居候処、幸今

泉氏罷出候ニ付相尋候得者、局と申義差支候義と被申、政府ニ各局有之候、紛敷、御維新後早々ニ局と申義難被用旨御触も有之哉杯と被申候ニ付、相談之上無論局と申義者不用事ニ相決シ、印章改製茶係出張と調彫テウキ可致積、印判師江申付候事

一昨夜三野村の承り候、大隈公西京御出張之際、又御帰東之際富貴樓入用書二枚并ニ荷物方入用書一枚とも大蔵省御附添之官員方之内江相渡候様高野、増田之内へ可申聞義ニ付、今朝増田林右衛門江相渡候事

一三野村利左衛門百日祭、都合ニ寄今日相務候ニ付、大元方代

參笹山豊平罷出候事

但生花一対真盛寺靈前江相備候

右は五十日祭之節相備不申ニ付今日備候事、明年一年祭之節者別段相備不申候事、例ニ者不相成旨齋藤、永田示談之上申付候右祭祀ニ付三野村利助出勤不申候、尤昨夜相断居候事

五月廿七日 晴 日曜日

一休暇、金庫検査致候事

一今日ハチソン外ニ十一番東行ハク任人堀切江三野村、今井同道ス、大橋万千

一三郎助、永田、西村同道金アキ宅能見物罷出候事、永田江諸事

頼候事高野、玉章、七之助罷出ル

但築地角屋ニ而夕飯致ス

一昨日より答弁書認方為手伝と善次郎差遣し候事、寛次郎の申出ル、今日者休暇ニ付罷出不申候

一昨日能見物場所ニ而中川彈正殿面会ス

五月廿八日

後一今日配達新聞紙ニ

從三位木戸孝允殿過般來御病氣之処、終ニ廿六日午前アキ三十分、去被成候旨認有之、明廿九日葬送之由

前一今日配達新聞上ニ

皇后宮御誕辰日之由御祝有之と申事

一富貴樓并ニ荷物方書付増田林右衛門の大蔵省江差出し候方、大隈殿の受取金之上可相渡旨ニ而、右書付三通之落手書相渡被申候由、一昨廿六日三郎助受取置候ニ付今日利助江渡置

一齋藤保造の帳元役場印形雛形一紙受取候ニ付、齋藤純造江申談、保造引合之上調彫方笹山豊平江談置候事

一今夕與二階ニ而三野村の代大元方之義内談承り候事、西席居合ス

五月廿九日 晴

一大元方詰所六疊敷一ト間ニ付甚手狭ニ付、隣間八疊敷之仕切打貫キニ夕間ニ致度旨、三野村、齋藤、永田談合取極メ候事

一昨日付ケ之印形調彫方今日保造江照会之上、笹山江申談合候事

但齋藤純造の談合候事

一 今夕より大元方ニ而用談致候事

五月三十日 晴

一 今夕大元方江罷出談合候事

一 地所掛り之義是迄沽券代印ヲ以取扱候所、此度地所掛り江申付、当分齋藤保造相勤候事

一 西京大村氏金談一条聞濟之文通可致事

一 同苗当地詰手当テ相談廻議之事

一 三井組籍之義者第一銀行、為換会社之順ヲ以表向籍付不致候事、永田の保造江談合濟

一 総轄代理人一条者追而談合候心得之旨、談合不遠八郎右衛門殿出府之上可談合積り

一 原野書類一袋

一 茶製書類一袋

一 外ニワチートソシ表条約書

一 同人 内条約書

一 高瀬の預り候各所江出張之者より差出し候証書類

一 製茶掛り日記帳一冊

右夫々笹山豊平江渡ス、齋藤、永田同席罷在候事

一 右談合相濟帰行之処、西村厩四郎二階ニ、三野村罷在ニ候付、其処江齋藤、永田罷出、沽券代之処自今保造相勤候之義

一 原野一条ニ付利助厚配之挨拶

一 昨日より大元方ニ而諸事談合候義ニ付、用談之都合ニ寄三野村暫時出席相頼候義も可有之、兼而承知いたし呉候様、齋藤純造の申談候事一応断ニ付、三郎助の其義者操合用向之次第ニ寄、出席相成候様申談合候処、先承諾いたし候事

一 三野村の西村厩四郎大元縮調印物者、都而調印致候様申居候事

五月三十一日 曇午後快曇

一 今日大元方仕切之警打賞キ候事

一 明六月一日東照宮大祭ニ付、大元方例年之通り御供料献備取調候様笹山江申遣ス事

一 平尾賛平王子江資生堂用向ニ付罷出候事

一 原野一条ニ付、竹中氏邸ニ而認物昨日限ニ而今日の両三日過候、自是沙汰可致迄御出ニ不及旨市岡晋一郎より相達候由、寛二郎善次郎の承る事

一 東照宮献備金壹円貳拾五銭

右 持参候事

一 今日帳元役場ニ而夜判帳一覽候処、向井一郎兵衛宿直不致候ニ付笹山豊平江相尋候所、向井義病身ニ付宿直難勤メ旨相断候ニ付、中村吉之助、育児方兩人江向井之代り相頼遣し候と申居、依之毎月七拾五銭宛右三人江挨拶金差出し居候由承る

一 同苗東京妻帯ニ而相詰候者、手当之廻議差出し候旨笹山申出候

得とも、勢州両家別廉ニ相立有之候ニ付、其廉一応内評議之上相廻し候積り預り置候

一京都之製店ニ而大村氏ノ預り金一条取調相濟候ニ付、証文下案可相廻ス義ニ付一応三野村照会之上文通可然旨、齋藤純造江申聞置候、笹山豊平同席

一永田罷出候筈之処、右迄之用向ニ三郎助引取候ニ付不致面会候事

一三野村利助、原野一条ニ付前嶋君御宅江罷出候事

六月一日 晴

一大坂広岡方出入方当地江用向ニ付出府候由お浅ノ手紙、雲丹一持參候事

右出入方 松田成巳

十四、五日も滞在之由申居候、西村席四郎面会致居候

一五月中受付予算

出金ツシウ万ツ千エ舟セシチ円余

出洋銀セ舟シセ弗余

入金エシセ万〇マ舟セシエ円シセ銭

入洋銀セ千舟シウ弗余

手数料カ舟チシウ円カシエ銭千厘

券数千マ舟〇ツ枚  
(三百)

券数千舟シイ枚  
(百十)

六月二日 晴 土曜日

一本町三丁目五間口余之地所売渡之義伺出候ニ付、評議之上売却可致旨相答候事

一本目引後黒目祐天寺江罷出候事

三野村、西村、来ル十日迄祐天寺開帳宝物為見候事、帰宅掛金五楼ニ而支度ス

一昨今東照宮大祭例年之通り

六月三日 晴 日曜日

一休暇也

一弁藏、武之助、長四郎、養之助、堀切江罷出候事

一善次郎休息申付候事

六月四日 曇天晴

一今日夕方西村罷出、物産会社之約定書并ニ渋沢殿、益田殿江利左衛門死去ニ付家事依頼書下案書一袋三野村ノ請取、三郎助へ西村ノ為見候様申候由ニ付持参ニ付、此度為取換下案一覽、物産会社取換書者西村熟覽致スニ付一覽不申西村江渡

一其節利左衛門江先年相渡候渋沢氏草稿之委任状、并ニ渋沢氏と為取替書利左衛門ノ差出し候請書、其外書類、大元方ニ有之分为見候事

一今夕西川岸罷出候事

六月五日 曇夜ニ雨



六月六日 晴

一今日午後五時過ぐ渋沢氏、益田氏入来、西洋料理ニ而懇会相催候事

渋沢氏 益田氏 木村氏

出水 三野村 西村 永田 今井 斎藤純 森 麻田 斎  
平尾 斎銀 高野

右渋沢氏、益田氏江此度三井家家事利左衛門死去後、（アキマシ）当<sub>レ</sub>之者も無之、利助外重役申談合居候得とも、右御両所御心添依頼之義利助及依頼ニ候処、此両所とも被致承知候

〔別添史料〕

(1)三井高喜書簡下控（三井高潔宛 明治八年三月二五日付）

（小石川家旧蔵未整理史料）

一筆啓上仕候、弥御勇健被為入奉賀候、当地相替儀無御座、此段御安意可被下候

誠ニ先頃は出坂仕、寛々得拝顔大慶不過之候

一今般大改正之事件相発し、彼是談合心痛仕候、右は当今各店莫太之負債有之候処、諸省寮府県之出納追々御改正ニ付、何れ之店も日々大逼迫、如何とも操合方難行屈苦心千方之折柄、各店又候多少之負債出来、是迄万務規則ヲ以申渡有之候得とも、表ニは得其意ヲ、内実不相用処より年々負債相嵩、逆も行々之見込無之、此末難行届場合ニ到閉店ニ及候より、只今之処ニて店々不

躰載<sub>（アキマシ）</sub>打出し出納御用御断申上、閉店致候方可然哉、且是迄申出し之廉々難相立候ニ付、総轄委任御免相願度旨利左衛門が申出し候ニ付、一同心配評儀有之、下拙義甚当惑、実ニ莫太之塞高故操合之致方も無之、其日送り之所置、誠ニ不容易場合閉店之見込尤之義ニ候得とも、乍併廃者安し興者難し、再開店之目的も無之事故何分ニも今一層熟考配慮依頼申外無之旨、三野村初々一同江相迫り候処、一同ニも同意ニ付、三野村江何分乍此上尽力厚配相頼と段々相迫り候ニ付、利左衛門義も何分今一層篤と勘考可致と申事ニ而、兼而いろく愚考致見候得とも、此上者三井バンク設立、一同ニ株主ニ相成、万務手堅ク相備、尽力勉強可致外別段存意も無之旨申出し候ニ付家名相統之方法一同々依頼候事、猶追々可及示談ニ趣ニ而一同解席仕候、尤大事件之義ニ付、同苗一同、重役之者江至急ニ示談之上取究度旨私々三野村江申談候処、不遠利左衛門京坂江罷出可及示談と返答仕候、其後当地限存意之有無熟談之為メ寄会仕候得とも、素より一同存意も無之義ニ付其段相答候義ニ御座候、其後三井バンク設立之方法夫々手分ケ致シ取掛り居申候、いつれ不遠三野村歎又者誰ニ而も京坂江罷出、万々及示談ニ可申と存居候、右様大変革之場合下拙老人之在勤、実ニ如何とも致方なく心痛仕候、過日坂地江態人御金持参便、朗君迄申上置候及文通ニ置候、貴君江も一応可申上之処斯大事件、何分郵便ニ而も不安心ニ付、幸吉井出府も仕候ニ付同人江委細申聞、愚書ニも荒増相認相渡可申心

得之所、同人事用向相濟不申長々逗留旁段々延引仕候、此段御

断申上候、吉井事も夫々訳ケ柄承り居候事故御聞取可被下候、

今井事も無事着、御地之義も夫々及示談居候由、然ルニ同人事  
去ル十一日頃々不快、此節容承り候所ヲ、（黄題）ダン之由、不日快

方ニ趣候得とも今暫之処者引籠出勤難成と存居候

前書之通誠ニ不容易場合甚心痛仕候、猶御勘考御存意伺度奉存  
候

一過日者兩度之貴書相達拜見仕候、逸々不及貴答候、此段御高免  
可被下候

着後早速以愚書ヲ御挨拶可申上之所、前書之仕合、意外之御無

沙汰罷過候段、呉々御宥免可被下候、御地滞在中毎々御懇情被

成下、殊ニ美葉一玉御惠贈被下難有、以御蔭道中無不自由相渡  
奉厚謝候

一三野村利左衛門江委任状御調印御廻達被下正ニ入手、早速当人

江相渡申候、持登り候委任状も相渡置申候、扱又同人江賞状掛  
物とも是又相渡置申候、右夫是御承知置可被下候

一過日者おせつ殿々下拙好物成ル白玉沢山送り被呉、誠ニ別製品

日々相樂拝味仕候、下拙義浜々罷出候義頓と無御座旁伝言之外  
別段相尋不申候、併何之御障り無之様子承り居候、此段御安心  
可被成候

先は右正助幸便愚書ヲ以内談之事件荒々申上置度、如斯ニ御座候、  
早々以上

三月廿四日

篤次郎様

三郎助

猶々委任状連名中、弁藏之順席江則右衛門殿名前書入調印被致  
候ニ付、態々御断被仰聞御過念之御義奉存候、御状之趣利左衛  
門江申聞、下拙調印仕候義ニ付、弁藏除名ニ而も可然哉之旨申  
入候処、其通ニ而宜旨申答候ニ付、弁藏義者除名仕候、此段御  
承知置可被下候

(2)三野村利左衛門書簡写(三井次郎右衛門宛 明治八年七月九日付)

(小石川家旧藏未整理史料)

利左衛門より来状写

一筆啓上致候、向暑之節御座候処、倍御機嫌克被遊御座奉恐悦候、  
然者兼而申上置候通、当三井組ヲ引直し私立銀行之方法ニ改正致  
候儀、此程中願書并ニ規則とも大藏御省へ差出置候処、漸々御下  
ケ相成、又候昨今浄書致差出置候ニ付、近々御許可ニ可被相成義  
と奉存候、就而者尊君御義、先達而より度々御登東可被遊様申上  
候得とも、今ニ何等之事も無之如何之御所存ニ御座候哉、実ニ此  
已後者御宅々といへとも御銘々ニ而活計方法御立不被遊候而者難  
相成、且銀行と御宅々とハ區別相立候ニ付、銀行ハ鎮店すといへ  
とも御宅々ニ於而者別段差障り無之方法ニ相成候義故、自然ニ三  
井家永統之事ニ可相成候、実以日夜之苦心ニ而漸々永統之方法相  
立候所、尊君方ニ於而下拙之申上候儀ヲ御用ひ無之、御出東不被

遊候得者、已後三井総本家と申者者御出東無之而者難相成義ニ付、是非とも御家内御召連御出東被遊候、当今之内其役名を御持被遊ず候半而者、此末三四ヶ年も相過候ハ、株主一同之選舉ニよつて如何相成候哉難計、実ニ三井家之大事ハ此時ニ御座候、又御府庁ニ而彼是と被仰候義も決而無之、若彼是御談等も有之候得者、今般之事件ニ付是非彼地へ参り不申候半而者難相叶、且者病中ニ付家内召連候趣御断相成候ハ、別段差支無之筈、又医師進も御地よりハ当地之方ニ名医も有之、加之温泉等も有之候ニ付、御療養者御勝手次第第二候間、押而御出京可被成候、下拙も一応参京之上其辺之所巨細ニ申上、御同道致し可申と存候得とも、何分ニも寸暇無之ニ付、山本周平ヲ以御迎<sup>(云々)</sup>之間、是非御同道可被成候、若亦御因循被遊候而御出京不相成候ハ、私も是迄之辛苦水泡と相成候間、役義御免相願可申候間、跡役共申付、御委任可被下候、尚又馬淵氏も被申居候ニ者、其御様子ニ而京都之寒國ハ不宜趣被申居、是非とも当地へ御越可被相成様致度様ニも被申居候、且者くどもも申上候通、此度ハ御家之一大事ニ而興亡者此時ニ御座候、私御委任を受ケ候上者飽迄尽力致し、御家之隆盛ヲ期し申度候得とも、尊君方ニ於而、私之申上る儀を御用ひ無之ニ於而者、所詮行れかたく奉存候間、今度御家内ヲ御召連不被遊候半而者御政へ申上置候廉々江対し不相濟義故、誠ニ当惑仕候間、是非とも御一緒ニ御登東可被遊候、且又八郎右衛門様へも此書面ヲ以御申上之上、速ニ御決答可被下候、其御決答ニよつて私も改心<sup>(云々)</sup>致し、更ニ

在職御免相願可申候間、能々御勘考之上至急之御答奉待候、先者申上度如此御座候也、頓首

八年七月九日

次郎右衛門様

三野村利左衛門印

(3)三井高喜書簡下控 (三井高朝・三井高生・三井高辰宛 明治八年九月一四日付)

(追一三三〇—一三)

一筆啓上仕候、然者此程大坂店栄三郎帰坂之砌、利左衛門より当今之形勢詳細及内談居候、定而御聞取相成候事と奉存候、誠ニ不容易場合、実ニ千辛万苦之事共ニ御座候、於貴地ニも嚙々御配慮之御義奉遠察候、何分此上ニも各店一同之尽力勉勵依頼之外無御座候、扱去ル十日利左衛門より下拙井ニ大元方重役、店元締、大元方江寄会呉候様申スニ付即刻相揃候所、同人申スニは、過刻御当家江御懇命被下候上等之御官員江御伺申上種々御物語之中、其元事者主人と不熟之風聞有之杯と御噂ニ付、不取敢左様之義者決而無御座と申上置候得とも、克々相考候所、当今不容易場合ニ付昼夜力ヲ尽し致心配居候得とも、御主人方之思召ニ不叶義有之候哉、力ニ致居候御先ニ而、右等之御聞込誠ニ今日之業ニ差支、向後之尽力難行届、甚心痛罷在其儘店江罷出候所、(名前者不申候得とも)去ル人より来状ニて御主人方兎角御不平之御様子致承知、過刻出先ニ而承り候義と致符合候ニ付<sup>(宋書)</sup>弥<sup>(義)</sup>実<sup>(而)</sup>事<sup>(一)</sup>と存られ、誠ニ案外之事共、

斯迄心配いたし御家之為ヲ思ひ昼夜之分ちなく奔走苦慮致居候義少しは思召可被下之処、左者なく御不平之義者何歟御主人方之思召ニ不叶義と存られ候間、「所念御家之不建歸館ニ致候事也」夫ニ而者何程御家之為ヲ存苦心心配致候とも却而差支ヲ生し、御家之為ニは相成不申候間、自今退身致申度、跡役之義者御主人方御眼鏡ヲ以御申付可被成とも、亦者御自身万務御所置被成候とも其辺者思召次第、乍併退身致候とも万一御家一大事之節者何様ニも影より尽力心配可致候間、此段御一同宜御承諾被下度と致落涙申聞候ニ付、別而当今之場合其元退身杯と者不存寄義、逆も承知可致義ニ無之候、同苗中当今之場合不注意之衆も無之、素より不平杯と申義者決而無之事ニ候間、聊懸念不被致様、何分此場ニ而左様之存意甚差支候間、不相替万務宜御頼可申入旨再応申述、猶重役一同よりも段々及説得候得とも承知不致、私義者第一皇国之為、又政府之御為ヲ申建、統而三井家之為ヲ相心得、種々尽力罷在候得とも、御主人方右様之思召ニ而者私御当家ニ罷在候而者却而三井家之御為ニ不相成事故、此度者は悲退身、影より心添可致と申ヌニ付、猶再三及弁解ニ、右等之趣意京都同苗衆江可及文通ニ候間、決而無懸念万事宜御頼可申入旨申聞候処、左様之事なれ者早々御同苗方江具ニ御文通可被成様と申居、御返答参り候迄者は迄通り相心得可申趣ニ御座候、右者私より申出し候義而已ニ御座候、斎藤初メ一同より種々及説得候義者各より詳細文通可仕と存居候

右之次第ニ而一時甚迷惑仕候、於当地ニて不平之存意人々之噂ニ

相成候之義申出し候事も覺不申候得とも、上等官員方江御咄申上候者も有之哉、誠ニ油断ならぬ時節甚以心配仕候、何分当今之場合風前之灯火ニひとしき折柄、利左衛門前書存念有之候、「朱書」而者甚差支候間、於当地ニ精々可及弁解候得とも、於御地ニも御良解被下早々貴答可被成下候、先は右申上度、如斯ニ御座候也

九月十四日

高喜

高朗君

高生君「船中」

高辰君

猶以本文之義「高福」福大君江申上候得者、御心配も可被遊と存候得とも、「朱書」御承知無之も不都合ニ候間、御序ニ宜御申上置可被下候

(4)西邑席四郎書簡 (三野村利助宛 明治八年九月二十七日付)

(小石川家旧藏未整理史料)

十四日御連名之書状十九日着、外勤ニ附深更帰店、開封恐愕茫然、唯胸痛之処、翌二十日山本着、十七日御認之貴書落手、直ニ披封拝見候処、十日会議之苦件本末御細書弥以消魂之至ニ候、小生一昨年来西京へ不相登、惣而事情ニ疎候条耻入候、近頃朗君如何御錯考候哉如兒望義中三へ御申聞、同人々喜君ニ奉通信ニ附、貴兄へ御内談も有之候由、然ニ旧弊且那樣と之論ニ而御愛拶之被成方も無之、且中三既ニ大元方之檢事、御主人方同等之権理ヲ有候ニ附、朗君誤而如何之御意談候共、飽迄強諫可致之処、無左シテ態

々喜君へ運情候事不得其意思召由、且去月中旬頃、於貴地当組之風説、不宜如何成由縁ニ哉御不審之處、去月廿八日伊藤工部卿へ御拜謁之節、西京住之主人等ト利左衛門ト之間不熟之由、何程利左衛門尽力候共主人ニ不平等之而者永統無寬束、ケ様之不祥者外手段等ノ説解シ和合ヲ不計ハ不注意至極也ト仰ニ附、御尤之御儀難有拜承、併主人等之不平等ハ如兒童申条、決而利左衛門へ為御聞被下間敷様御願置候處、其後利左衛門殿、大久保内務卿へ御伺候之御不計否同事御親話有之候より事発熾シ、既二十日之會議利左衛門殿之歎論憤説御尤至極深遠察候、加之此節貴京中浮説流伝シ、三井之主從不熟ヨリ失万機、閉店近キニ有ヘシ杯紛々巷説有之故、實以恐懼且不堪憤怒事ニ候、且十日會合連名之外旨趣偏泄無之管之處、外説内勢ニ自覺候哉七八名私會シ、此節之風聞實事成時ハ御家之大事ニ難換ニ附、不平之御主人方御隱居被下度大元方へ願書可差出旨ニ附、各名貴家へ御呼寄以御懇諭一ト先有延御停止被成候由、喜君貴兄ヲ初、老分之御各名深々御慮之目前如見淵察胸痛無量、御家與廢閣大件直ニ二十日夜船ニ而上京、中三へ相談シ、二十一日中福、朗、辰三主君次第柄具ニ上伸候處、素々不平等之御存志も無之義、何者歟如斯惡説ヲ高官御方々へ讒入シ利左衛門之忠慮ヲ折壊シ候哉、既ニ喜君より朗、辰向君へ御通達之書モ十九日到達ニ附、兎に角御苦惱中、尚又中三、拙等ノ種々ト上伸候ニ附、実ニ色ヲ失ヒ御心痛ニ候、利左衛門殿之義心強力、衆多手段之不可及者勿論、内外多難之中今日家名光輝不滅、却而美名ヲ

弘張候事、実ニ無比類勲功能々々<sup>2</sup>甘味感悅候事ニ有之、今利左衛門不取留妄説ヲ掛念シ退辭抔致候而者晴夜之失燈、盲人無杖共可申、其為ニ忽方向ヲ失過、家門之亡滅共可相成者不俟論、是迄利左衛門千苦万辛ヲ以維持相統候事も水泡ニ屬可申、祖先へ無申訳、親族家從ニ到迄路頭可迷之外無之候、深々御歎愁、素々不平之存志無之義、且他謗無根之浮説ヲ不信、飽迄尽力厚配可及倚頼之外無之ニ附、其情実具ニ喜君御方へ御頼通可有之旨誓而被仰聞候、何分ニも御家門之御大事、速ニ御頼信可被為在候様呉々上伸仕候事ニ候、最早右御送書着東候事ト察上候、朗君久々御不快未御全治無之、御病鬱之滯惑歟無取処如兒戲ハ申条も候得共、根之有程ノ事ニも無之、唯々旧弊考之御氣随而已、深掛念候義ニも無之ト奉存候、譬小兒之無理ダ、ケ同様タラセハ尚々意張候、又敵ク吃レハ泣出し可申、暫捨置候ハ、泣止可申様之類ト存候程、御病氣ハ未治之御事無相違ニ附、暫御病人ハ蒲団上ニ御寝サセ置候方可然歟ト奉存候、素々不壊之根強御思案之可有管も無之、既ニ喜君へ御連書御調印ニも相成候ニ而御察し可被成下候、將無補翼獨御英斷可相成之御才力共不奉存候、主從之間ハ兎も角、利左衛門殿ノ力量対応之御論も嬰兒ト爭論同様ニ而無詮之御事ト存候、ケ様之童蒙説ニ無御掛念、多難湊輻之時勢累印同様之御家門維持之礎魁大丈夫之鉄名心ヲ以永統之活法御改正之御尽力偏ニ御依頼之外無之候、貴兄より連々程克御伸収之程奉頼御事ニ候、連名之貴書御答西京中三ノ認越候ニ附、則今便差出し申候、何分ニも多数之人

心離叛無之様、和熟唯管奉祈之外無之候○長田事件之義も何分大蔵省大阪府等ニ関候義、等閑ニも打捨かたき事ニ候条、右様御苦煩中ニ候得共宜御配意早答有之候様吹田へ御談も被下候○神戸之地券東方地ニ而抵当ニ御用之方可然存候間、御良考御申越可被下候、将明年ノ地租御改正ニも相成候ハ、多分之出租ニ附此辺モ勘合地代価減少之願ニ而も可致歟、何分ニも御勘考可被下候○新銀行株募之規則ニ随ひ貴店之雇人募方之形容御序ニ為御聞被下候、当処抔者逆も真ニ多分之募方六ヶ敷方法ヲ以相当満備為致候外無之と存し候間、其様子柄御伝授奉希候○中由在京中諸事無御腹藏御談可被下候、為替尻金送方も同人ノ毎事迫頼候条吳々御助援可被下候○此兩三日前阪府参事公宅へ参候処、此頃其組之評判甚不宜、何歟於東京抵当事件彼是致候事聞込候抔御申ニ附、決而左様之義者無之、併他之誹謗ハ如何共致方無之、頓而虚実ハ至然ニ相分り可申ト平氣ニ申上置候、(同日)鐵道井上様ニ而も右同様之御噂有之、何れより悪説ヲ廻候哉痛慮至極之事ニ候、何卒白日青天ト申事ニ祈望候事ニ候、先者右御答旁如斯ニ候、書外万續期後音候也

九月廿七日

三野村利助様

西邑番四郎

(5)三井家同族誓言案文 (三野村利左衛門宛 明治八年一〇月)

(追一三三〇一四)

頃日種々之忘説ヲ申触ス者有之、既ニ主従不平之取沙汰官員方之御聞ニ達、御懇命之御内沙汰被下候趣甚以恐驚至極、素より其元之義胆誠忠同苗一同不容疑ヲ、依而異存不平等毛頭無之所、万一其元浮説ヲ信シ、別異在之候而者内外人江対、耻辱之端ヲモ可発ス、惱慮悲歎無此上、依而急便ヲ以西京同苗江情美之巨細申送り候処、一同相驚、別紙之通り異存不平之念無之証申越候、我等ニ於而素より同意之義ニ候条、今般改正別而大切之場合、向後共ニ従前之通り尽力厚配ヲ以、不朽之基礎良法相建候様依頼申外無他事候、依而自記調印致誓言候也

明治八年十月

元之助

三郎助

三野村利左衛門殿

誓言

此度妄説申立候者有之、既ニ高位御官員ノ御聞ニ達シ候趣恐驚至極、素ヨリ其元ノ義胆誠忠同苗一統不容疑、依テ異存不平等毛頭無之、万一其元浮説ヲ信シ、別異有之候而者内外人民江対シ耻辱之端ニモ立至り可申哉ト胸痛惱慮悲歎無此上、畢竟隔意在之抔ト申段者三才之童子タリトモ相訳リ候義無取処事柄ニ候条、実以大切之場合ニ付、従前ノ通不相替尽力丹誠被致與、向來共妄説些事ニ無懸念益奮発厚配ヲ以、弥上ニモ盛大基礎之良法吳々頼入候、若已来彼は申触候族有之候ハ、此書取ヲ以被

致弁解、其上ニモ虚説申通候者、証拠請取可被相糺、其斯ニ至  
リ未練之義等決而申間敷候、為後証確書如件

年号月日

高辰

高生

高朗

高喜

高福

三野村利左衛門殿

(7)西京番状役場状 (明治九年三月一八日付)

(本六九二)

(6)三井高喜・三井高潔・三井元之助連名通達状写 (三井次郎右衛  
門・三井源右衛門宛 明治九年三月三日付)

(小石川家旧蔵未整理史料)

一筆啓上仕候、陳者去ル月廿四日、太政官第十八号御布告ニ付、  
是迄第一銀行ニ而相勤居候内務・大蔵兩御省出納御用此度御廢止  
ニ相成候、依而此方ニ而相勤居候諸省寮出納御用之義も同様ニ付、  
兼而三野村ノ歎願も仕置候得とも、猶又此節種々尽力歎願仕居、  
御聞届之確書頂戴仕度候ニ付甚心配仕居候、就而者當銀行逆も創  
立願立中、尔殊御地者同苗居住之地旁御兩省々京都御府江御尋合  
之義可有之も難計、左候得者又御府々此方江も御尋合可有之哉と  
奉存候間、自然右等之義御座候ハ、程克御請答被成下候様致度、  
何分当家今日之場合ニ御座候間、是悲許可相成様尽力歎願ニ差  
響候様之義出来候而者万務難行届終ニ者可及瓦解ニ、至極大切之

義ニ付宜御承知可被成下候、先は右此段乍過念申上度以愚書如斯  
ニ御座候、早々以上  
三月三日

篤次郎

元之助

三郎助

次郎右衛門様

源右衛門様

御札致披見候、然者昨八年來追々被申越候通、三井組を銀行ニ改  
正之事件ハ、三井銀行創立之大意ニ書載たる旨趣ニ而御許可可相  
成運ひ方ニ致シ来り候処、既ニ去月太政官第十八号御布達之通、  
突然内務・大蔵・正院・元老院等之出納者、大蔵省中ニ御取扱相  
成候儀被仰出候ニ付、第一国立銀行ニ而勤来候を御引揚相成候儀  
ニ付、当組ニ而勤居候各御省寮も追々御引揚可相成ハ当然之儀、  
然ルヲ三野村利左衛門種々奔走厚配いたし、当組ニ而勤居候各省  
之御用等ハ先当分其儘ニ為取扱置候様御内命も有之趣、難有御事  
ニ有之候、乍去朝暮變更之時節ニ付、半時間逆も安心之場合無之、  
当組扱候御用当分従前之儘為扱候様御指令之確証申請度、同人周  
旋致し居候所、此節政府之御評儀ニ、三井組而已保護致シ遣候而  
者小野・島田杯も同様之儀杯苦情有之、且今度之銀行願書江指令

致スニも此改正之事務悉皆三野村利左衛門江委任セしものなれ者、利左衛門ハ出願之廉々ハ都而三井同苗中ハ出願之事と見做シ、採用許可すへき条理なれ共、従前三井組之家事悉皆委任する旨之委任状ニテ、此改革を為シたる後ニ到リ、西京旧主人共ハ不承諾之廉等申出候而者甚不都合ニ有之、且主人共ハ此大改革之事ニ付、連署之出願も無之旁一応京都府江御問合可有之御内評議も被為在候哉ニ付、若大藏御省ハ京都府江御問合有之節者、何れ御下問可有之ニ付而ハ、不都合之儀無之様注意御請可致旨委細被申越之趣夫々承知、今般諸御省取扱御改正被仰出候付而者、於其地不容易苦配之儀と深ク遠察、御下問之砌、差支有之杯ハ無論不申上、細書之文意を以不都合無之様取計可申候得共、右改革ニ付而者何等事情御問尋之程難計、其節百事承知不致置候半而者、心痛不少ニ付、当今其地事務多端之折柄ニ候得共、重役之内菅人早々出京候様いたし度、此段頼入候、右為返報如斯候也

九年子三月十八日

武之助

宸之助

上原甚四郎

八郎次郎

藤田助右衛門

山崎甚五郎

中井三平

源右衛門

次郎右衛門  
八郎右衛門

三郎助殿  
元之助殿  
篤次郎殿

三野村利助殿  
今井友五郎殿  
森藤五郎殿  
麻田左二平殿  
斎藤專藏殿  
高野栄次郎殿  
平尾賛平殿  
斎藤銀藏殿  
弁藏殿  
養之助殿  
吉野亀次郎殿  
松島吉十郎殿  
川村源兵衛殿  
藤田富之助殿  
長四郎殿

(8)三野村利助書簡(三井高喜・今井友五郎宛 明治九年五月三日付)



(小石川家旧蔵未整理史料)

御話書

益御清榮奉賀候、然者其後当地主人方へ日々説諭御発車促シ居候得共、御了解乍被成悠々トシテ難決シ、甚困却之至、過十五日頃ハ何も捨置帰京可致哉ト決心候得共、(中井三平)西村氏等種々説諭ニ付其儀も止り、猶繞テ弁解致し、漸朗、辰、弘、震之四君御出京ニ決候処、急速御発車之御決談難届苦々敷事而已、痛慮千万ニ御座候、全ク拙子不弁解故ニ哉ト存候得共、今日之形勢ニ比シ恐縮之外無御座候、定召貴地ニテハ方々御着京ヲ確首御待兼ト恐察罷在候、過日来詳細書取ニも難書尽シ、今日迄之事情荒々別紙ニ認メ候、御熟覽被下可然御推知、総長見込如何御座候哉、都合ニより荒々御話被下度、到底当地ニテハ世之中之情実何程弁解候とも無益ト存候、無理言子供もタラシテ東京マテ連出シ大海ヲ実見不為致候テハ逆も目が覚不申候、至極御量察之上可然総長へ御話被下度奉存候、西村氏永々当地滞在、日夜厚配致シ被呉候得テ、去廿一日早々帰坂被致候次第ニ御座候、右御頼申上度如是御座候

五月廿二日

三野村利助◎

恐々

三郎 助様

今井友五郎様

(9)三野村利助「御話書」(大元締)

明治九年五月二日付

(小石川家旧蔵未整理史料)

京都着後今日迄凡三十日間無益之日数ヲ過候段、甚以残念之至奉存候、着京翌日ヨリ世之中変遷之巨細ヨリ店内一般今日之都合無抛大改正新法ヲ開ク事情并過般三郎助様へ宛御伺書之弁解等致候処、御一同何れも御氷解、東京ニテ之尽力実ニ難謝よし御答ニ付、大蔵、内務、其外各官省之御仁恵ヲ御話シ致し、繞テ御呼書入御覽候処、猶篤ト相談之上答ルトノ事ニ付、別ニ御相談ト申儀ニも有間敷存候得共、其日者八郎右衛門様御欠席ニも在之、後日木屋町御宅へ罷出、猶又巨細御話申上候処、八郎右衛門様御熟承相成各君とも御異存無之筈ニ候得共、次郎右衛門様ハ御実病、八郎右衛門様ハ御老病、源右衛門様ハ博覧会社之検事ト敷ニテ日々御出勤、宿直も在之趣旁以御三人とも御出頭不被成、南様、竹屋町様而已東京へ御越候事ニも被成度様子ニ付、猶又種々弁解致候得共、何故敷次郎右衛門様御心中不解処も在之、八郎右衛門様も実ニ御病氣之次郎右衛門様ヲ出東候様ニ者御申兼候趣ニ付、此際御揃御出京無之テ者御家之興廢此一事ニ有之、愈御出京之儀彼是被仰候ハ、店内改正ニも不及一同引取候迄申上候ニ付、御老年ナカラ態々油小路御宅へ説諭ニ御越、次郎右衛門様出京御断ニ候ハ、八郎右衛門様御出京トノ御決心ヨリ、御老躰ヲ為勞候儀不本意トテ漸次郎右衛門様御出京候事ニ決候次第、其間種々問答も御座候得共難書尽、西村氏トモ相談之上兩人ニテ日々説諭弁解ニ掛歩行、同氏も本月八日夜船ニテ上京後昨廿一日迄之永滞留トナリ、店内改

正之談事者聊ニテ、御主人方之説論ニ数日ヲ暮シ実ニ馬鹿ヲ敷事而已、其意味詳細ハ帰東之上御話可申上候、漸本日ニ至出京之決定ニ付、神戸出帆船開合候処、廿六日千里丸ニテ其後者廿八日ナルよし、廿八日之船元四番船之内ニ候ハ、同日乗組、若小サキ船ニモ候ハ、明後廿五日御出立、陸地御登京ト決候、過日電信ニテ得貴意候得共、次郎右衛門様、源右衛門様、八郎次郎様、震之助様也、其余奥様方御同行之論ハ種々申談候得者、推テ此説ヲ立ル時ハ八郎右衛門様始メ御不承引ヲ被仰立、彼は無益之日数ヲ費シ、次郎右衛門様始メ病氣御申立之御覺<sup>覚</sup>語ニ付、不得止事此度ハ奥様方之御同行論者推テ不申立候、御出京之上篤ト御説論致し可然次第も御座候、八郎右衛門様御病氣之次第者新宮氏之病状書へ願書相添御差出し候積、就テハ当地府庁へも病氣之趣御申立候順序ニテ御引籠候思召ニ候

一八郎右衛門様御老人之御滞京ニテ何敷物淋シ様被思召候趣ニ付、弁藏様ハ当分京店元締ニ御話合之事ニ決候

一盟約書ハ各御調印済ニテ則右衛門様而已御欠印、依テ拙子帰京之節陸路ニ候ハ、御調印為濟持帰候心得之処、滞留中雜事ニ数日ヲ費候故、帰路者勢地へ不廻ラ船ニテ帰京之積ニ付、盟約書者其儘持帰ル事ニ致し候

一新任役員辞令書篤ニ可渡候処、朗君苦情有之延引、漸説論ニ候、過十八日各相渡候、大阪分ハ西村氏而已相渡候儀ニ候、是ハ大阪ニモ少々苦情有之、逆も平井栄三郎殿ハ支配ニ致難キ儀御座

候ニ付、当分中由氏ヲ支配ニ致し度趣、尤平井氏ハ当春来病氣ニテ西京へ戻り居、不日出勤ト申事ニモ難至、旁以中三氏、西村氏相談之上取究度趣ニテ延引候処、本日西村氏ヨリ別紙<sup>紙</sup>至来ニ付、合封差出し候、尤支配役ハ中由、副支配者清水ト致し呉候様頼談事情承候処、不得止儀も有之趣、右詳細者帰東之上御相談及候ニ付、暫時御見合可被下候

一今般御呼書之内、則右衛門様義ハ旧冬来御病氣ニテ御引籠之由、就テ者為名代復太郎様ヲ御呼被下候ハ、如何御座候哉之趣篤次郎様々御相談ニ候、尤先年来横浜へ御出勤ニ候処、御帰勢後兎角御不勉強之趣、到底勢地ニおいてハ不宜ト申事ニ候よし、御勘考之上至急御呼寄被下度存候

一前条之次第ニテ当地所有物并貸金巨細調、地所之調等何れも半途ニ相成居候得共、右等者藤田、永田へ托シ置、御主人方御東行之節兎も角御同道可致心得ニ御座候、無左テ者事情難解尽様存候

右之外種々得御意度儀御座候得共、不日ニシテ帰東候ニ付、何も持帰御相談可仕候也

五月廿二日

三野村利助<sup>印</sup>

大元締御中

(10)西邑庸四郎書簡(三井高潔宛 明治(一〇)年一月二日付)

(小石川家旧蔵未整理史料)

新歲之御吉祥無際限目出度申納候、甚寒之節御座候処、益御機嫌克被為遊御超歲恭悅奉歎賀候、儲旧年登之砌ハ一方奉御懇命、殊ニ着艦上陸之際、將帰西乘船之際共二種々蒙御厚助、以御蔭無事帰阪仕候ニ附直ニ御礼之屬書可奉呈獻之筈、年尾至迫之着阪、万般難用輻湊、至新年而も尚手後之多事、夫彼ニ被追心中乍不安遅々等閑之罪無申訳、偏ニ御仁怒奉希上候、殊ニ出発之際ハ不存寄重宝之御品御餞被成下候御厚情千万奉拜謝候

時勢之沿革御痛慮不容易折柄、三野利左衛門大三之病患、人材之欠乏、政府ニも危躑ニ思召候景況、加之店內衆心之動揺治則御腦意之程、乍不及深淵察上仕候、殊更旧年尾ニ至、土印之催促件等其比類患難之輻湊御苦惱、乍憚奉察上候、種々御良策ヲ以土印之件程克御防禦相成、歳末仕詰も都合宜ニ至候条、慶喜無此上候、何分ニも上下内外千苦万憂集湊之秋、臨機之御指揮唯管願上仕候義ニ候、卑生義も心中苦煩ハ無限候得其性愚之質、各君千辛之御苦端毫末モ奉助之無微功、実以恐縮之至洗首待罪之外無之候、帰後直ニ西京ニ登り候心得之処、如前書差向目前之事務ニ被追不心遅々漸新年三日夕上京仕、於東京尊君初喜君御懇授之件々、且大蔵・内務御両省之御愛顧御教説ヲ初大隈卿之出格之御厚情、五代、渋沢、益田等ヲ被促陰ニ御援助之御深切、且三氏之意見飽迄添力之助言、且ハ大三之病患日進迫募、附而者人備之御痛心且ハ衆人氣動之転末、且ハ大三不幸之義有之節ハ本店初各処店々ニも大三意外之沸揺可有之必然之勢、此鎮靜ハ必君公ノ御協力ならて難行届事態、

且ハ政府御愛省無ニ之御保護為御報謝、福君速ニ御上東被遊候ハ勿論、朗君初各御主君方神速御予決非常之御予防至極之御急務之様体、今姑息御流弊有之、追日噫臍無詮ノ次第等中三ニも談合之上福君ヲ奉始各君公方へ縷々細々上伸仕候処、何分不容易時節非常之考議ヲ遂御尽力可被遊之、一応御答詞ハ有之候得共、御底意真之御明解御弁知寢食ヲ忘し御家門之為御進発之域ニ至兼候様ニ而歎ケ敷御事ニ候、就中朗君唯々些事之御不評論有之、奥齒ニ物ヲ挾候様之御発言種々機ニ随ひ諷上仕候得共、御解語無之様子、向天歎息之外無之候、將七日ニ者木屋町様へ各君御会合ニ而焦眉急務之件々御議決被下候趣ニ附、拙一応下阪相待候処、今日迄何等之御一信も無之、心中煩悶御推慮可被下候、何卒尊君様ヨリモ宜御諷諫之御催促被下候様奉願上候、新年早々君公方之御中、二、三方ハ是非御出京有之、且阪西阪東へも御巡覽御派出、喜君一応之御上京も候ハ、其頃福君必御登東不被為在候而者、上政府之御保護ヲ失シ、内衆心之離叛必然ト奉存候、精々中三共申合諷上候得共、尊主君より嚴肅御進促唯管奉願上候、將旧年勢地之御變質未曾有之御儀絶言語候、両御宅店ニケ処之燒燼等御内憂之甚極、是等ニも大元方御變革之際都而旧格御引考ニも難相成御儀、此際非常之御厚議も可被為在者勿論、御同苗様御申合御新律ヲモ御編纂無之而者不叶御儀ト奉存候、則右衛門様御方御燒害実ニ絶言語候様子、且尊主君ニも數多之御重具御通送之分御燒亡之御様子ニも相同候、揮而是等之御儀御談事御急務ト奉存候、然ニ御同苗様

方西京ニ御会合ト申場ニ者、目今対政府難被遊義ニ候条、速ニ各君御登東、現今急事ハ素々將來之御律設も被遊候半而者不相濟奉存候、愚生等も精々奉促候得共、喜君被仰合西京表へ嚴迫御通報奉願候、將又如前文帰阪以後多事ニ被追、東京各名へ出状も不致旁現今大三之様体如何候哉、不承徒ニ痛心而已罷在候、乍恐御聞之模様御序ヲ以寸猪御染送奉願候、且大三ニ無事内ニ各御主君ニも御出京、將來沸擾之御予防唯管願話敷奉折候御事ニ候、先右御礼且御断、且雜事奉上仲度如斯御座候、時氣折角御愛護奉禱候

謹言

一月十一日

西邑帛四郎<sup>㊦</sup>

潔尊主君

玉椅下